

ストップ! 地球温暖化

Eco Forum 2010

実施報告書

# STOP 「低炭素社会への道すじ」

～COP15の結果と鍵を握るこれからの自治体活動～



2010.2.15 日  
日本教育会館 / 一ツ橋ホール

■主催 財団法人 特別区協議会 ■協力 一般社団法人 イクレイ日本 ■事務局 株式会社 時事通信社

Eco Forum 2010  
「低炭素社会への道すじ」

財団法人 特別区協議会

## Information

### 財団法人 特別区協議会

特別区協議会は、昭和22年5月の地方自治法の施行と同時に、「特別区の円滑なる自治の運営と発展に寄与する」ことを目的に発足。  
昭和26年に財団法人となって以来、およそ60年にわたり、地方自治法改正に伴う特別区の自治権に関する調査研究や資料の収集・提供などの事業を行っている。  
理事長：多田正見（江戸川区長）  
財団住所：千代田区飯田橋三丁目5番1号「東京区政会館」内 ホームページ：<http://www.tokyo-23city.or.jp/>

# 「低炭素社会への道すじ」

～COP15の結果と鍵を握るこれからの自治体活動～

2010.2.15(月) 日本教育会館/一ツ橋ホールにて

## C O N T E N T S

2	講演概要	16	講演
4	開催挨拶 (財)特別区協議会理事長 多田 正見 氏		「COP15の意義と今後の展望」 環境省 地球温暖化対策課長 高橋 康夫 氏
5	特別講演 「コペンハーゲン合意・ 始まりと見るか、終わりと見るか」 駐日デンマーク大使 フランツ=ミカエル・スキョル・メルビン 氏	24	トークセッション 「低炭素社会に向けた 自治体ロードマップ」 板橋区長 坂本 健 氏 慶應義塾大学環境情報学部 教授 浜中 裕徳 氏(コーディネーター) イクレイ世界事務局次長 ジノ・ヴァン・ベギン 氏 環境省 地球温暖化対策課長 高橋 康夫 氏
8	基調講演 「自治体の視点から見た COP15の結果と、 世界の自治体の動き」 イクレイ世界事務局次長 ジノ・ヴァン・ベギン 氏		

## 講演概要

開催日時

平成22年2月15日(月) 13時30分～17時00分

開催場所

日本教育会館(一ツ橋ホール)

講演テーマ

### 「低炭素社会への道すじ」

～COP15の結果と鍵を握るこれからの自治体活動～

出演講師

① 特別講演

駐日デンマーク大使 フランツ=ミカエル・スキョル・メルビン 氏

② 基調講演

イクレイ世界事務局次長 ジノ・ヴァン・ベギン 氏

③ 講演

環境省 地球温暖化対策課長 高橋 康夫 氏

④ トークセッション

板橋区長 坂本 健 氏  
慶應義塾大学環境情報学部教授 浜中 裕徳 氏(コーディネーター)  
イクレイ世界事務局次長 ジノ・ヴァン・ベギン 氏

環境省 地球温暖化対策課長 高橋 康夫 氏

当日出席者

約420名

主な参加者

行政関係者、一般企業および個人など

開催体制

主催 財団法人 特別区協議会  
協力 一般社団法人 イクレイ日本  
事務局 株式会社 時事通信社



# 開催挨拶

(財)特別区協議会理事長  
多田 正見 氏

本日は悪天候のなか多くの皆様にお集まりいただき、誠に嬉しく思っております。財団法人特別区協議会では、地球温暖化の問題をたいへん重要な課題と位置付け、様々な活動を行っています。本日もその一環ですが、皆様のご協力をいただき、その成果をますます上げていきたいと期待しているところです。

ご承知のように二〇〇九年十二月に、デンマーク・コペンハーゲンでCOP15が開かれたわけです。京都議定書に続く次なる目標をとうことでしたが、報道で伝えられている通り、なかなか思惑のようにはいかかったようで、通常言われている「政治合意」で終わつたということですが。

ただ、各国の削減目標を二〇一〇年一月までに条約事務局に提出することになっており、すでにかなりの国が提出していると聞いています。二〇一〇年暮れにはメキシコでCOP16が開催され、引き続きの課題として論議されることになっていきます。

とにかくこの地球温暖化の問題、CO<sub>2</sub>排出量削減の課題は、私たちにとって人類存立というか、人類の地球上の生存がかかった重い課題であります。私たちもできる限りのことをしながら努めていかなければなりません。しかし、各国の事情や様々な状況の中ではなかなか困難な状況があり、これからもさらなる努力を続けていかなければならないと考えています。

東京62の区市町村は「みどり東京温暖化防止プロジェクト」という事業を起し、共同で様々な取り組みを進めているところですが、皆様方にもこれからも一層のご協力をお願いしたいと考えております。

本日はCOP15の開催にあたりまして、二〇〇九年五月にサイクリングツアーを企画・主催くださいましたデンマーク大使館のメルビン大使にお越しいただいております。その他にイクレイの世界事務局からはベギン次長、環境省からは高橋地球温暖化対策課長においでをいただき、ご講演をいただくことになっています。また、後半のトークセッションでは板橋区の坂本区長、元環境省地球環境審議官で慶応大学の浜中教授にもご参加いただくことになっております。低炭素社会の構築に向け、様々なお話を聞かせていただくことになると思いますが、どうか参考になさっていただきたいと思います。



財団法人 特別区協議会理事長  
江戸川区長  
多田 正見 (ただ まさみ)  
生年月日 昭和10年10月27日  
学歴 早稲田大学第二政治経済学部卒業  
職歴  
昭和31年 東京都入都  
昭和47年 江戸川区区民部区民課長  
昭和63年 江戸川区区政情報室長  
平成4年 江戸川区主幹  
平成7年 江戸川区教育長  
平成11年 江戸川区長

## 特別講演

# 「コペンハーゲン合意・始まりと見るか、終わりと見るか」

駐日デンマーク大使  
フランツ・ミカエル・スキヨル・メルビン 氏

デンマークにとっても世界にとっても、この数カ月は非常に興奮を覚える時期でした。私のお話の演題は「コペンハーゲン合意・始まりと見るか、終わりと見るか」とさせていただきました。まだ結論は出ていないと思うのですが、三つの段階を経ていく必要があると思います。

短期的には、コペンハーゲンで開催されたCOP15でいったい何が起こったかを評価すること。次に現状評価を行うこと。三つ目に、将来何を期待すべきなのか、皆様の役割は何なのか、将来のCO<sub>2</sub>排出削減において何を役割として担うべきかを考えること。本日の講演でもこの三点をお話したいと思います。

## 法的拘束力のない合意

COP15の成果には、皆様不満があるかと思いま

す。議長国としても、やはり失望を覚えるところですよ。一部の人は、議長国の責任ではない、とおっしゃってくださいますが、私はいつもこう答えています。「成功してくれば、もっとよかったのに」と。そして、私達も失敗した責任の一旦を担わなければならぬ、と申し上げています。

初めからよくわかっていたことですが、COP15では非常に難しい交渉が進められました。そして交渉の最終段階では、かなりの混乱が見られました。最終段階において、世界的に合意しようという意志が十分でなかったと言わざるを得ません。これはやはり、きちんと記憶にとどめなければなりません。

「コペンハーゲン合意」は、以前に達成した合意とは性格が異なります。国連の下では、環境分野も含め、いくつもの条約・協定がありますが、他の分野では、国連の枠組みの下で全体をまとめる合意をみようと努力は唱えてこなかったわけです。環

境、という広範な分野で世界全体をまとめるような協定を作ろうという努力、それに匹敵するような努力はありませんでした。だからこそ、COP15で法的拘束力のある合意に至ることに挫折してしまったと言わざるをえません。

## 政治的な意志が欠けていた

地球温暖化に関する技術的な問題をいろいろ聞かれています。気温上昇を産業革命以前の二℃以下にとどめれば十分なのか、どのように計算するのか、どんな検証のメカニズムを実施するのか、さまざまな問題があります。これらは技術的で、非常に専門的な問題です。そしてこうした問題は、政治プロセスと相容れない面があります。

技術的な問題を解決するだけでは、合意は実現できません。人々の暮らしを変える、社会を変える、低炭素な社会を作り上げる、というより大きな問題にも取り組まなければなりません。そのためにも「政治的な意志」が必要です。世界各国がこのような変化を了承し、コミットする決意が必要で、ところがCOP15ではそれが見られませんでした。それが、失敗の一因と言えるでしょう。

ただ、今後の交渉や「コペンハーゲン合意」に法的拘束力を持たせるために将来何を期待すべきなのか、何をすべきかについて、ヒントは得られると思います。そのために、国連気候変動枠組条約が適切な枠組みかどうか、これも検討すべきでしょう。

## 途上国のあり方を巡って対立

失敗した原因を明らかにするために、具体的な国名を挙げることはいたしません。ただ、私達が直面した最大の問題は、疑いもなく、途上国のあり方を巡るものでした。日本や米国を含む多くの先進国は、「将来の気候変動に関する合意は、先進国だけでなく途上国も含むもの」と主張しました。ところが途上国は、この主張に非常に疑念を抱いていました。京都議定書は、先進国と途上国を明確に区別しているからです。

問題は、法的拘束力のある合意をしようとするとうまくいかないということです。CO<sub>2</sub>の大半は、今後は途上国から排出されるからです。その点が失敗、挫折の原因ともなっていました。たわけです。

では現状はどうかと申しますと、一部の人は非常に楽観的に、「コペンハーゲン合意」はいくつかの



駐日デンマーク大使  
Franz-Michael Skjold Mellbin  
(フランツ＝ミカエル・スキョール・メルビン)  
生年月日 1958年11月11日  
出生地 ヘラロップ、デンマーク  
1983年 コペンハーゲン大学法学部卒  
1983年 弁護士  
1984年 デンマーク税務(財務)省  
1985年 デンマーク外務省、政策企画局  
1988年 ボン デンマーク大使館、政治経済部秘書官  
1991年 デンマーク外務省、安保政策局、NATO&軍縮部  
1992年 ブラジリア デンマーク大使館、代理大使  
1992年 デンマーク外務省、アフリカ局、政策部長  
1994年 北京 デンマーク大使館、代理大使  
1999年 デンマーク外務省、アフリカ局、副局長  
2000年 デンマーク外務省、政策企画局、副局長  
2005年 デンマーク外務省、ビジネス開発局長  
2007年 カブル デンマーク大使  
2008年 在京 デンマーク大使

分野では成功したと言っています。実は多くのことが交渉のプロセスのなかで、COP15の準備段階で、また会議の間に達成されたのです。すでにいろいろな点で前進は見られているのです。

「政治的な意志」を持って十分な資金を提供することについては、合意がみられました。途上国で生活、社会を変え、CO<sub>2</sub>排出量を削減するための資金的メカニズムを設ける、という「政治的な意志」は見られました。それが成果の一つだと思います。

## 希望は失われていない

「コペンハーゲン合意」では、確かに法的拘束力のある合意は実現できませんでしたが、各国が国連気候変動枠組条約事務局に対して、国としてのコミットメントを行うことが決まりました。法的拘束力はないにしても、コミットメントを行うのです。

## 異なるレベルで交渉が進む

さて、将来についてですが、現状から言うことは二つあります。COP15でもそうでしたが、いくつものレベルに渡る交渉が行われており、今後も続くと思われれます。私達はCOP15で、異なるレベルの交渉を一本化したいと思っていたのですが、それは実現しませんでした。ですから、並行する形で今後いろいろなレベルで交渉が続くということです。それについて満足している国ばかりではありません。

ん。特に先進国はそうです。COP15では、途上国と先進国がいくつかの主要な問題について綱引きをしました。だからこそ、思ったほどスピーディに前に進むことができなかったのです。メキシコでCOP16が開かれるのは約一〇カ月後ですが、ぜひ、法的拘束力を持った合意に到達してほしいと思います。

## 数年間でCO<sub>2</sub>は大幅削減

さて、米国はご承知のように問題となりました。ただ、米国の制度の下で、法的拘束力のある合意に間に合うように立法化を進めるのは難しいことはわかっています。現段階でもわからない面があります。ですから、まだ不確実な点が残っていると言わざるを得ません。あいまいな状況のなかにも、いくつかプラスの点は見られてきていますが、率直に申し上げてそういう状況です。

先ほど申し上げたように、国連の気候変動枠組条約が、意思決定する上で本当に適切なプロセスなのかどうか、拘束力のある合意を作り上げるうえで本当に適切であると言えるのか、それはまだわかりません。ただ、それでも私たちは楽観的であり続けたい、そしてあり続けられると思っています。それが私のお伝えしたいメッセージです。

コペンハーゲンで法的拘束力のある合意が見られなくても、各国の目標について満足しているかどうかは別として、そしてCOP16で法的拘束力のある

合意が見られるかどうかも別として、今後数年に渡ってCO<sub>2</sub>排出量が大幅に削減されるのは疑い余地がないことです。これは非常にプラスな点です。そのなかでも、自治体は大きな鍵を握っていますし、大きな役割が期待されているということです。

## 将来への道すじは開かれた

なぜ楽観的でいられるのか、まず歴史を振り返ってみたいと思います。一九九二年に地球サミットが開催されました。実はこの会議は失敗と見られていました。米国が出席せず、拘束力のある形でのコミットメントもなかったからです。今回のコペンハーゲンが同じだとは言いませんが、やはり比較できるのではないのでしょうか。会議の結果が私たちの期待したものでなかったとしても、今後、政治的なやり方を変える節目にはなるということです。

CO<sub>2</sub>削減についても、期待を持てると思います。それを裏付けるいくつかの証拠があります。どの主要国にも、野心のレベルを下げようと思っている国はないということです。皆様よくご承知の通りです。

例えば日本では、鳩山総理が高い目標を実現するとおっしゃっています。EUも非常に野心的な目標を掲げています。COP15とともに「政治的な意志」が生まれ、国家元首や首脳達がコペンハーゲンに集まり、いろいろな約束をしたわけです。法的拘束力を持たない形ではありますが、政治家が今後この問題を追っていくにあたり、しっかりと道すじが

切り開かれたと言えると思います。そして今後、低炭素社会に向けた変革が実現できると思います。

## 環境産業の大きなチャンス

エネルギーの輸入依存度を下げようという意欲も見られています。日本や中国、米国、EUのような主要経済国はすべて、エネルギーの輸入に大きく頼っています。将来的にはインドもそうなるでしょう。現時点で、すでに輸入国となっています。どの国も、このような落とし穴からは逃れたいと思っています。エネルギー依存度や輸入依存度を下げ、再生可能エネルギーの比率を高め、暮らしや社会を低炭素社会に作り変える意欲は高くなっていると思います。

最後は、経済的な観点についてです。デンマークや日本は環境技術のリーダー国です。こうした国には今後、大きなチャンスがあります。社会を作り変えるなかで、様々な産業を育成することができます。新しい技術を開発し、先進的な技術力を持ち、環境分野で世界のリーダーであり続けることができます。

中国やインドなどが成長を続け、世界的に、競争が激しくなってきました。そのなかでも、指導力を発揮し続けることができるということです。今後、法的拘束力のある合意についてはあまり希望が持てないかもしれませんが、それでも私達は努力を続けなければなりません。

# 「自治体の視点から見た COP15の結果と、 世界の自治体の動き」

イクレイ世界事務局長  
ジノ・ヴァン・ベギン氏

本日の発表では、COP15の結果、そしてこれを踏まえて今後、自治体がどのように取り組みを進めていけばよいかをお話しさせていただきます。具体的には、主に五つの項目に触れたいと思います。まず、私が代表を務めさせていただいているイクレイ（持続可能性をめざす自治体協議会）についてご紹介し、次に、COP15の交渉と結果を簡単に振り返ります。三番目に、これまでに自治体が気候変動対策として何を実施してきたのか、独創力のある形で持続可能性の実現に動いているのか、気候変動対策と持続可能性の実現における自治体の役割と責任をご紹介します。四番目に、自治体を支援する国際的な取り組みについてお話しし、最後にまとめを申し上げます。それではまず、イクレイについてご紹介しましょう。

イクレイは、一九九〇年に国連本部で設立され、国際的なネットワークです。全世界で、自治体レベルでの持続可能性を促進することが目的です。当初は、一九九二年に開催が予定されていた地球サミットの準備を進めるために設立されました。地球サミットにおいて、国連で各国が初めて環境と開発の問題を取り上げるにあたり、自治体の声を反映させようとしたのです。

現在、世界六七カ国一〇〇以上の自治体が参加しており、全ての大陸に一五の事務局・事務所とアンテナオフィスを置いています。職員は全世界に一五〇人ほどいます。そして今日の発表と関連して重要な点ですが、イクレイは、国連気候変動枠組条約における自治体の窓口になっています。つまり、イクレイが国連において、気候変動分野の自治体の利

害を代表しているということです。

## これまでの国際交渉の流れ

それでは次に気候変動に関するこれまでの国際交渉に簡単に触れてみましょう。イクレイなりの簡単な評価を加えてみたいと思います。先ほどデンマーク大使のお話がありましたので、細かい点は避けて説明します。

まず、どのような文脈でCOP15が開かれたかを振り返ってみましょう。気候変動に関する国際交渉には、三つの時期があったと思います。第一期は一九九〇～二〇〇七年。次にCOP15の準備段階である二〇〇七～二〇〇九年。そして三番目が、いわゆる京都議定書の約束期間が終わり、何らかの形で更新しなければならぬ二〇一三年以降です。

まず、一九九〇～二〇〇七年の第一期ですが、この期間は、いわば「出発」の時期でした。国連気候変動枠組条約は一九九二年になってようやく採択されたことを思い出してください。当時は、地政学的な地図のうえで大変革が起っていました。ベルリンの壁が崩壊し、民主化のプロセスが進められ、東ヨーロッパでもどんどん民主化が進みました。この期間には、交渉における議論の全体が、特に先進国にとっては、京都議定書の採択につながっていきました。法的拘束力ある形で、COPを始めるという温室効果ガスの排出を取り締まっていこうということでした。ですから環境、とりわけ先進国に焦点が

## 多極化された世界

そして第三期、見直しの期間に入っているわけですが、ポスト京都議定書について考えなければならぬ、非常に不安定な時期といえます。というのも、「コペンハーゲン合意」は、実際にはきちんと採択されなかったからです。一部の国々が国連気候変動枠組条約の下で、全体会合の中で「コペンハーゲン合意」を提案しました。ところが、残りの国々は、国連気候変動枠組条約の下での採択はしなかったのです。「コペンハーゲン合意」は一〇九カ国によって採択されたわけではありません。一部の国はそれを留意したにとどまっているのです。そこが問題だったわけです。

コペンハーゲンでは二週間に渡る交渉が行われたわけですが、世界の勢力図が変わったことが明らかにわかりました。以前のような分極化された世界ではなく、多極的な世界に変わってきているのです。多極化した世界では、いくつもの国々が力を合わせて、まとまって意思決定していかなければなりません。一国が他の国々に政策や戦略を押し付けることは、もうできなくなったのです。

COP15のテーマは、低炭素社会に移行していく、低炭素の開発に移っていく、ということでした。もう、緩和策や削減策といった議論には留まっていられないということです。世界全体として、いくつもの社会が全体として、炭素を抑制していく、COPの濃度を下げていくことを考えなければならぬ



イクレイ世界事務局長、イクレイヨーロッパ事務局 事務局長  
Gino Van Begin (ジノ・ヴァン・ベギン)  
1987年 プリュッセル大学を卒業。法律家。  
1988～1993年 EU環境総局に勤務。  
1993～1999年  
ロシアのサンクトペテルスブルクとカリニングラードに滞在し、EU支援による環境センターの設立に従事。  
2000年1月～  
イクレイヨーロッパ事務局勤務。ヨーロッパのローカルアジェンダ21プログラムの担当ディレクターの後、ヨーロッパ事務局次長。  
2002年5月～  
ヨーロッパ事務局長となり、イクレイ世界事務局長も兼務。EU支援による数々の環境・持続可能性分野のプロジェクトに参加し、地方政府や都市のパートナーシップの発展と実践に従事。COP13で打ち出した「自治体ロードマップ」—自治体の気候変動分野の活動促進と、気候変動枠組条約締約国会議交渉に自治体の主張を届ける活動—の中心となり政府代表者や国連機関代表等との会合、自治体代表への情報提供等を行ってきた。

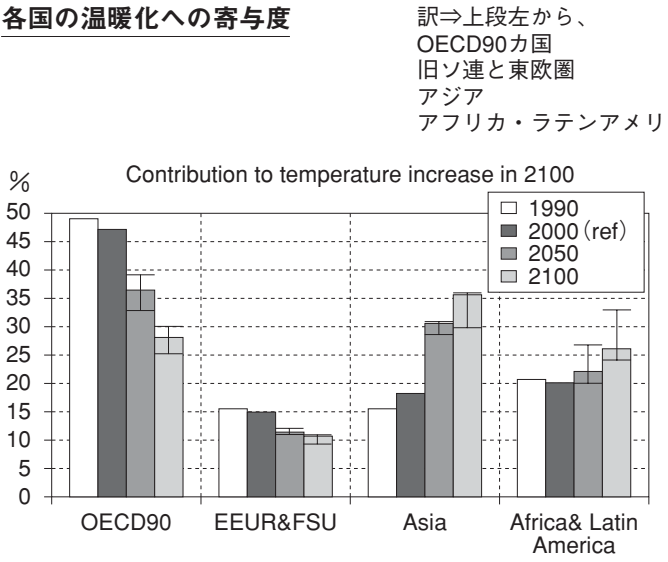
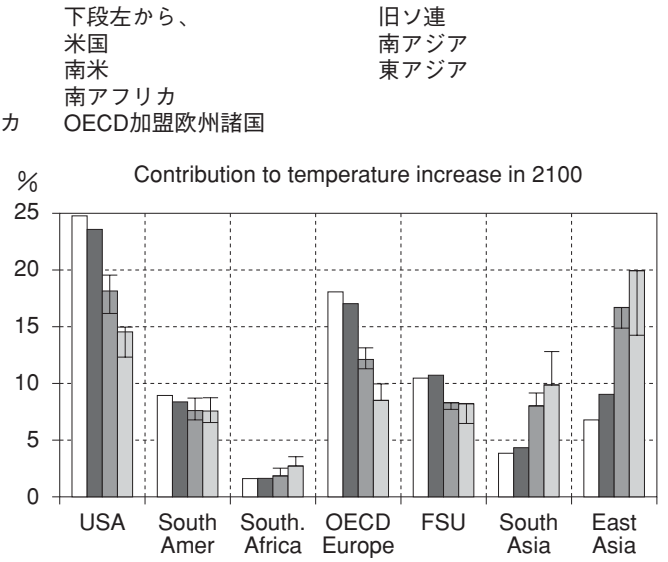
当てられました。先進国が自ら責任を担ってCO<sub>2</sub>の排出削減に動く、というのがこの時期の主要なポイントでした。

## 初めから困難だった国際交渉

二番目の時期、二〇〇七～二〇〇九年ですが、この間にインドネシア・バリでCOP13が開かれ、「バリ行動計画」が合意されました。この際には、すべての国が交渉プロセスに入ることが合意されました。国連レベルでの交渉プロセスにすること、そして一九九二年の条約を改善していくことが決まりました。二〇一三年以降に関する交渉、すなわちポスト京都議定書の交渉を開始することが合意されたわけです。

ところが、その時点ですでに明らかだったのは、これらの交渉はたやすいものではない、ということでした。これは、環境、つまりCO<sub>2</sub>の排出削減だけの問題ではなかったからです。例えば途上国にとっては、交渉のなかに適応策を盛り込む必要があります。途上国は気候変動の影響に、他の国々以上に苦しんでいるからです。ですから適応策が問題になりました。

技術移転の問題もあります。豊かな国から貧しい国に技術を移転する、それによって貧しい国々がCO<sub>2</sub>排出量を削減し、気候変動に適応できるようにしていくということです。それから、資金融資の問題。途上国には、適応策を取り、CO<sub>2</sub>排出量を削減するのに十分な資金を自らまかなうことができない、という問題がありました。



アジアでは今後も温暖化ガス排出量の増加が予測される。

です。途上国も、条件を整えば、意欲を持って自主的な行動を取ることを表明しています。条件とは、例えば、先進国から技術移転が行われて資金が提供されるということです。我々は今、そういう文脈のなかに置かれています。そして、そのような文脈のなかでCOP15が開かれたのです。

### 共通だが差異ある責任

アジアの国々では、温室効果ガスの排出量が今後大きく上がっていきます。中国やインドといった新興国がどんどん排出量を増やしているからです。しかしCOP15でも将来の交渉でも、「共通だが差異ある責任」を考えていかなければなりません。すべての国が共通の、しかしそれぞれの国ならではの責任を持たなければなりません。共通の責任でなければならぬけれども、国によって責任のあり方が違ってくるということです。これは、貧しい国と豊かな国、途上国・先進国という分け方にはとどまらないもので、責任のあり方はより複雑になってきています。新興国の状況も、考慮しなければならぬからです。

では、CO<sub>2</sub>の削減を行うためのコスト負担はどのくらいになるのか。コストはどのくらいの量になるのか、誰が負担するのか、どういう犠牲が出るのか、いつなのか、こういうことをCOP15で取り上げなければならなかったのに、一部しか取り上げられなかった、そして今後も取り組んでいかなければ

ならない課題であるということです。

### 各国の関心の高さ明らかに

それでは現在はどういう状況かと言いますと、一応、「コペンハーゲン合意」は成立しましたが、政治的な合意以下のもので終わってしまいました。しかし、国連の歴史のなかで初めて、一〇〇カ国以上の首脳や国家元首が集まって、気候変動の問題を議論したのは事実で、これは前代未聞のことです。政治的な関心の高さが示されたわけで、世界各国の首脳達も関心を持っているということです。

もちろん、政治的な面より法的な面で挫折していればよかったのに、という点は否定できません。しかし、法的拘束力はなくても、一応合意にはこぎつけたわけで、将来の交渉のための原則は決まったということです。そして、そしてそれぞれの国が分担していく責任についても認識されました。ただ、事態は非常に複雑になってきています。交渉のトラックが最終段階で先送りされてしまったため、今後のプロセスのなかで再開していかなければなりません。

### 複数の交渉トラック

交渉のトラックとしては、二〇〇七年に二つのトラックが決まりました。一つは先ほど申し上げた長期的な協力のための行動で、「気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会

(AWG-LCA)」と呼ばれる特別作業部会ができています。一九九二年に採択された、気候変動枠組条約に関して検討するところです。二つ目のトラックは、京都議定書に関して検討する場であり、「京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)」が設置されています。この二つのトラック、すなわち作業部会の議論は今後も続けていかなければなりません。

ただ、それとは別に「コペンハーゲン合意」ができたということになります。同合意に基づき、二〇一〇年一月三十一日までに、各国が条約事務局にコミットメントを提出することになりました。これは「コペンハーゲン合意」の下で生まれたプロセスで、別の交渉のトラックということになります。もう一つ、「マザーアース」と呼ばれる交渉のトラックもあります。これはラテンアメリカ諸国が進めている政治的プロセスで、異なる視点、異なる角度から議論を進めようとしています。

というわけで、いくつもの交渉のプロセス、交渉のトラックが現れてきています。そしてこれらをフォローしていかなければならないわけですが、現段階では、気候変動枠組条約の交渉がこれら異なる交渉トラックをすべて実現できるのかどうか、まだ明らかではありません。

### ポスト京都に残された課題

さて、京都議定書はもろもろまだ生きています。

コペンハーゲンでは、実はポスト京都、二〇一三年以降の協定については決まりませんでした。京都議定書で定められた義務については今後も続きますが、京都議定書に参加しなかった国々はどうなるのか、今後入っていくのかどうかも明らかではありません。途上国にとっては、ここが問題なのです。先進国に明確な行動を要求しているからです。

途上国は、希望を持ってコペンハーゲンに集まりました。できる限り多くの先進国が京都議定書に参加してくれると期待していたわけです。真っ先に挙がったのが、もちろん米国です。米国と中国の努力は、もちろんコペンハーゲンへの合意にはつながったわけですが、彼らだけではこの問題は決められませんでした。個々にも決められないし、彼らの意思を他の国々に押し付けることができないことも明らかでした。

最後に炭素の市場ですが、それだけが唯一の資金調達手段ではないということを示し上げておきます。途上国は、新しい資金調達メカニズムが必要だと主張しています。途上国が取る緩和策や適応策に必要な資金をまかなうためのメカニズムのことで、国際的なメカニズムについては、原則はある程度決まっていますが、具体的な点については今後、決めていかなければなりません。今後、既存の組織、機関に対する新たな課題も出てくるかもしれません。

気候変動枠組交渉は今後も続きます。二〇一〇年にはメキシコで、一月末から二月初めにかけてCOP16が開催されます。

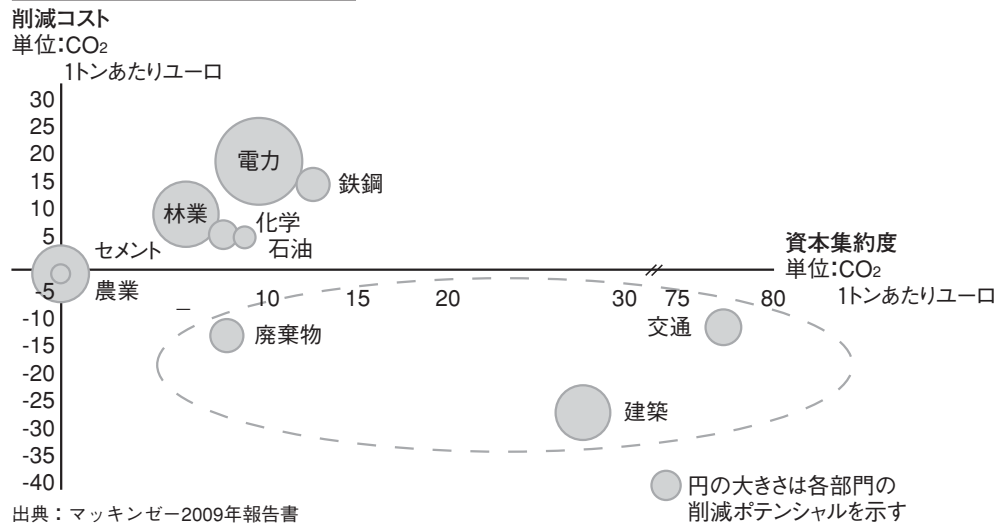
### 自治体は「非政府」の位置づけ

それでは自治体とこれらの問題の関わりに話を進めましょう。国連が二〇〇七年のバリ会議で気候ロードマップを進めると決めた時に、イクレイでも他の様々なネットワークと共に、自治体レベルの気候ロードマップを作ることを決めました。気候変動枠組条約では、自治体レベルの気候変動対策には言及していません。「コペンハーゲン合意」の中にも、自治体に関する記述はありません。ちなみに、「アジェンダ21」やドイツ・ボンで行われた生物多様性条約締約国会議の決議では、自治体に言及されています。

気候変動枠組条約では、自治体の首長は今でも「非政府」の人間だと考えられています。国連の制度の下では、締約国の他に主要なグループがあります。その中にはNGOも入っています。そして、自治体はNGOの一つだと捉えられているのです。しかし我々は、これは正しくないと考えています。自治体は憲法上の権限を持ち、国家政策自らの声を反映させていく力を持っています。ですから他のNGOとは違う、というのが我々の考える自治体の位置づけです。

京都議定書も、都市あるいは自治体レベルの対策には全く触れていません。CDM(クリーン開発メカニズム)や共同実施のプログラムには、確かに都市レベルのプログラムがありますが、全体の1%未満とほんのわずかです。

CO<sub>2</sub>排出量削減コストと効果



出典：マッキンゼー2009年報告書  
都市部での取り組みはコスト効果が高い。

そこでイクレイは、自治体をもっと国連のプロセスに参加させてほしいと主張しています。市民の二人に一人は都市部に住んでいるからです。そして、CO<sub>2</sub>の排出など気候変動の問題は都市レベルで起こっているからです。ですから、国連のレベルでCO<sub>2</sub>排出削減の新しい目標を作るなら、自治体も含める必要があります。自治体こそが国の政府にとっても真のパートナーになれると思います。実際に、現場で勇気を持って気候変動対策を実施しているのは、自治体です。これについては、また後ほど触れたいと思います。

自治体を交渉のテーブルに

それではイクレイは何をしたのかということですが、COP15の準備段階では、政府に伴って、あらゆる準備会合に出席してきました。重要な国々と協力し、いろいろな発言や主張をしてきました。例えばセネガル、南アフリカ、そしてアフリカグループ全体、ウルグアイ、アルゼンチン、その他ラテンアメリカの国々、G7やG8の国々とも話をしました。メキシコとも、EU加盟国二七カ国、韓国、日本、スイス、ノルウェー、その他の多くの国々とも話をしました。

そして、いかに自治体の行動が重要かを説き、自治体レベルの行動を交渉に含めてほしい、合意の中に盛り込んでほしいと訴えました。一九九二年の地球サミットで、自治体が交渉に参加することはでき

市民に最も近いのは自治体

ここで、とても重要な点を申し上げます。市長や自治体こそが、最も市民に近い立場にいるというこ

ませんでした。一九九七年の京都議定書の交渉においてもだめでした。三度も同じ間違いを犯してほしくない、三度目こそ、自治体を含めてほしい、と常に主張してきました。

自治体の主張を交渉に反映

各国政府、例えばスペイン政府などはイクレイを非常に積極的に支援してくれています。温暖化交渉でいろいろな提案を行う際に、自治体の利害を考慮し、盛り込んでくれています。例えば、適応策などはそうです。適応策を実施するためには、間違いなく自治体の行動が必要になるからです。「国レベルでの適切な削減行動(NAMAs)」という制度においても、自治体の行動・対策や、資金提供、都市間の協力が盛り込まれています。

それから「共有されるビジョン」ということで、全世界で自治体レベル、すなわち国以下での行動・協力がどのように重要かを訴えてきました。

COP15には、一五〇〇人もの自治体代表者が出席しました。二五〇人もの首長が、COP15で活動を展開し、「自治体気候ラウンジ」で二週間に渡る集中的な議論を行いました。国のあらゆるレベルの人々と議論を行い、二〇カ国の代表団を招いて議論を行いました。

特にメキシコシティの市長が、非常に積極的にイクレイを支援してくれました。これは非常に重要なことです。二〇一〇年末のCOP16はメキシコシ

とです。市民は災害の時に、恐らく国のリーダーを考えるよりも、市長・自治体に頼るでしょう。これは全世界について言えることですが、ほとんどの自治体は、例えば日本であれば都道府県・市町村というどの行政レベルであっても、何らかの形で温暖化対策を取る力を持っています。ほとんどの市町村は、都市計画を持続可能な形にする機会に恵まれているはずです。

皆様ご自身が、条例で再生可能エネルギーについて決められるかもしれません。皆様ご自身もモノを調達する際に、どれが環境にやさしいか選び、持続可能性を高める調達を考えることができます。ご自身の地域の生物多様性を考えることもできます。そして、模範となることができるのです。皆様の行政単位の中で改善することができるのです。

自転車を増やそう、もっと歩こう、車の使用を減らそうと呼びかけることができるのは市町村です。皆様が、市民の行動を変えられる存在なのです。もし、そのような権限と資金その他の資源を与えられたとしたら、自治体は地域のCO<sub>2</sub>排出量を劇的に削減する可能性を秘めています。それゆえ、国際的な削減目標を達成するうえで、自治体はたいへん重要なのです。

コスト効果の高い対策

自治体がCO<sub>2</sub>排出量削減の政策を行う場合、できるだけコストをかけず大きな効果を上げるものは

ティで開かれるからです。メキシコシティ市長は、イクレイが事務局を務めるWMMCC(気候変動に関する世界市長・首長協議会)の議長でもあります。

「気候変動枠組条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会」「京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会」の二つの作業部会でも、交渉文書草稿で自治体について言及されていますので、各国と話をしています。特別作業部会は二〇一〇年四月から順次会合を開き、COP16に向けて進んでいくわけですが、その中で我々の声を反映させようとしています。

都市に秘められた可能性

繰り返しますが、世界人口の半分は都市に暮らしています。自治体が管轄する都市に人口の半分が住んでおり、今後増えていくと予測されます。恐らく二〇三〇年までに、この割合は三分の二まで増えるでしょう。全エネルギーの七三%が都市部で消費され、全CO<sub>2</sub>排出量の三分の二は都市部で排出されており、さらに増加の傾向にあります。

一方で、都市部は、とりわけ気候変動に対して脆弱です。人口が集中しているからです。災害等が起こった場合に最も被害を受けるのは、都市部なのです。特に、急速に発展している途上国の都市部は影響を受けやすくなっています。都市は気候変動問題の要因のひとつですが、解決に貢献もできるのです。

何か、マッキンゼーが調査しています。興味深いことに、廃棄物、公共交通運輸、建物の分野で効果を高められるという結果が出ています。この3つの分野で、自治体は直接、また間接的に影響を起こすことができます。都市部での対策が、コスト効果が高いことがわかります。

各地の都市や自治体は、すでに多大な努力を払って対策、戦略、政策を導入し、気候変動に取り組み始めています。ここで、世界各地の自治体の取り組みをいくつかご紹介したいと思います。

各地のユニークな取り組み

COP15の開催地であるデンマーク・コペンハーゲンには、人口75万人の小さな町です。にもかかわらず、世界最大級の沖合風力発電所を持ち、全世界の半分にあたる15万世帯に、風力発電による電力を供給しています。ほぼ全ての世帯が地域暖房を使っていますが、これはほとんどが再生可能エネルギーでまかなわれています。市民の3分の1が、職場に行ったりレジャーで出かけたりに自転車を使っており、自転車だけを使う市民の割合を2分の1に引き上げる目標を掲げています。

スペイン・バルセロナでは、二〇〇六年に導入した条例で、建築業者に太陽熱温水器の設置を義務付けました。新築、あるいは改修を行う建築物全てが対象です。これは、とても良い事例だと思います。国が動いたからです。国が同様に建築基準を変える

きっかけとなりました。

ドイツ・フライブルグでは、九〇年代に、連邦の電力系統の使用をやめ、地域の電力系統を作り、再生可能エネルギーで発電することに決めました。現在、同市の電力の10%が再生可能エネルギーでまかなわれています。新たに、環境にやさしい住宅団地を設置しています。環境に配慮し、消費エネルギーより生み出すエネルギーのほうが多い住宅が増えていきます。

イギリス・ロンドンの渋滞税はお聞きになったことがあると思います。導入により、CO<sub>2</sub>排出量が一六%減っています。政治的にたいへんもめたため、ロンドン市長が導入を決めた時には大騒ぎになりました。しかし、市民は渋滞税に賛成しました。

次は中東のアラブ首長国連邦です。アブダビの近くに「マスタードール」という新しい町ができています。人口四万人を想定しており、世界初の完全ゼロカーボン都市になる予定です。興味深い取り組みだと思えます。冷房には、既存の自然冷却技術を使い、建築物自体には粘土を使った、伝統的な建築手段を用います。粘土には吸熱作用があるので、外は暑くても建物の中は涼しいわけです。

北米の事例です。米国・サンフランシスコでは、公共交通に新しい制度を導入しています。公共交通の利用を促進するためのインセンティブを用意しているのです。例えば、バスに乗っている間もインターネットやメールができるように、バスにWi-Fiシステムを導入しています。無公害車（ZEV）

援する枠組みや政策があります。

イクレイでは、コペンハーゲン市と協力し、全世界から気候変動に関する目標や戦略の事例を集め、「都市気候カタログ」としてまとめました。自治体が設定した目標、事例などを集め、COP15で紹介しようと考えたのです。写真は、コペンハーゲン市の中心にある広場です。世界の各都市が掲載された地球儀が掲げられており、温室効果ガス削減目標を設定した自治体がハイライトされています。COP15で議論された目標より大胆な目標を掲げた都市も示されています。このカタログは、インターネットで閲覧できます。皆様の自治体も目標を設定すれば、カタログに掲載することができます。COP16でも同様に、都市や自治体の取り組み事例を紹介する予定です。

## 自治体が高い削減目標を約束

現在、もう一つの興味深いプロセスが進行中です。欧州で行われている「市長盟約」というもので、自治体、つまり州・市・町と欧州委員会との間の約束です。自治体はEUの目標以上に厳しいCO<sub>2</sub>排出量の削減目標を実施することを約束するものです。自治体レベルで活動を刺激し、EUレベルよりも高い目標を達成させようということなのです。EUは、CO<sub>2</sub>排出量を二〇二〇年までに二〇%削減する目標を掲げています。一二二〇を超える欧州の都市が市長盟約に署名しています。イクレイはこの活動を

の導入も世界トップレベルです。そして何といても、米国最大のソーラーパネルを市が所有していることが特長です。シカゴでは、グリーンルーフキャンペーンという屋上緑化キャンペーンを展開しており、屋上を緑にして、建物内の温度上昇を抑え、冷房に使うエネルギーを削減しています。カナダ・トロントでは、湖水を使って空調を行い、冷房に使うエネルギー消費を九〇%減らすことができました。シンガポールは渋滞税が最も早い時期に導入された場所で、システムがデジタル化され、ユーザーが利用しやすくなっています。

南米を見てもみましょう。コロンビア・ボゴタは、南米で最も広範な公共交通システムを備えています。これにより、温室効果ガスの排出を都市部で四〇%削減することに成功しました。また、非常に人口過密な町ですが、たいへん包括的な自転車システムが展開されています。キューバ・ハバナでは、都市の農業を推進しようとしています。町の中で農業の生産を行い、生鮮食品の輸送を抑えるのです。すでに、生鮮食品の五〇%を都市部で生産しています。ベネズエラ・カラカスの事例も、特に持続可能な社会の側面が、とても興味深いと思います。孤立したスラム街を都市部と結び、スラム街が再び活気のある町に甦えらせるもので、交通手段にケーブルカーを導入しました。

最後に、タンザニア・ダルエスサラームです。キューバ同様、あえて都市部での農業を促進しています。戦略的な都市開発・政策の一環です。

支援しており、さらに拡大していきたいと考えています。

似たような動きが米国にもあります。「全米市長気候保護協定会議」が同じような約束を締結しており、一〇一六の自治体の首長が署名しています。ブッシュ政権下で、米国が国としては気候変動問題にあまり熱心ではなかった間、実はこの市長会議が重要な役割を果たしていました。署名した各自治体は、もし米国が京都議定書に参加していれば実施しなければならなかったCO<sub>2</sub>排出量の削減目標を、自治体として達成すると約束したのです。

このような自治体の動きはとても重要です。国を動かすからです。米国を見ると、このことがよくわかります。オバマ政権としては、こうした市長達の動きを見逃すことはできません。具体的なデータは発表されていないのですが、一〇〇〇を超える首長がこの協定に署名したということは、米国では市民の三分の一以上が、この目標を実現しなければならぬ。そういうことになるでしょう。従って、自治体としても、国の交渉担当官に対してこう言えるのです。「皆さん、国際交渉で米国の担当者としてもっと積極的に、もっと大胆になってください。心配はいりません。多くの市町村がサポートしています」と。

## 自治体から動き出そう

すでに述べたように、世界の人口の二人に一人は、

## 取り組み事例集を作成

どの都市、あるいは自治体も、持続可能性を高めようと努力しているのです。今できる措置を行うことによりCO<sub>2</sub>を始めとする温室効果ガスの排出量を削減し、エネルギーの消費を抑えようとしています。そのうえで、再生可能エネルギーに移行しようとしています。イクレイではそのような活動を支援したいと思っています。他にも国際的に自治体を支

コペンハーゲン市内に設置された地球儀



高い削減目標を掲げる都市がハイライトされた。

都市部に住んでいます。ですから、都市を動かすことができれば、結局、全世界が動くことになるのです。各都市で持続可能な成長に取り組み始めることができます。ですから、皆様もぜひ、ご自身の管轄範囲内では何ができるか、ご自身の権限のなかで何ができるかを考えてみてください。他の自治体でもご紹介したような様々な取り組みが行われているわけですから、きっとまだまだできることがあると思います。自治体での取り組みによって世界を動かし、地球を存続させていきたいと思っています。

コペンハーゲンでの交渉を見ておわかりになったと思いますが、一九〇カ国がたった一つの合意に達することは難しいのです。なかなか妥協ができません。恐らく、複数の解決策を見つけ出すしかないと思います。しかしいざいざにしても、自治体は動かさないわけにはいきません。いえむしろ、自治体が動くしかないのです。市民に一番近いのは自治体です。市民も自治体を動かそうとします。皆様も国の活動を支援する立場にありますし、また支援しなければなりません。国からの権限委譲や資金援助は必要ですが、皆様こそ動くことができるのです。

# 「COP15の意義と今後の展望」

環境省 地球温暖化対策課長  
高橋 康夫 氏

本日は、COP15を終え、国としてこれから温暖化対策にどう取り組んでいくのか、地方自治体への期待を含め、お話をさせていただきます。

ちょうど先週末、都内で「ストップ温暖化『一村一品』大作戦・全国大会」が開催されました。三年前から実施しており、地域で行われているユニークな温暖化対策を募集して全国の都道府県で予選を行い、予選を通過した取り組みのなかから審査員が最優秀賞等の各賞を決めるというものです。

今年度は、鳥取県北栄町が最優秀賞に選ばれました。同町は鳥取砂丘の近くの小さな町ですが、町直営の風力発電所を作って、たくさんの方を導き出し、ここを核にして、町民を巻き込んだ様々な温暖化対策を展開しています。

この他にも、温泉を使ってバイオディーゼルの作ったり、地産地消で作物や森林を保全したり、水を使ってエネルギーを作ったりと、各地域からたくさんの方のユニークな取り組みが寄せられました。地域

独自の取り組みは非常に重要ですし、我々もたいへん学ぶところが大きく、こうした地域の取り組みをどんどん進めていただくことが今後ますます重要になってくると思います。

## 二〇五〇年にCO<sub>2</sub>排出量を半減

さて本題に入りますが、まず、温暖化の背景について少しお話ししたいと思います。皆様ご存知のことと思いますが、地球温暖化はもう将来の予測の世界ではなく、すでにどんどん進行しています。近年、気温上昇はますます急激になっています。これに伴い氷河が後退したり異常気象が頻発したりと、すでに温暖化の影響は現れています。そして、「温暖化は、産業革命以降の人間活動に伴う化石燃料の燃焼抜きには説明できない」というのが、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）という科学者グループの総意です。

たいへん重要になります。

そこで、「鳩山イニシアチブ」として、途上国に対して官民で資金的な支援を行うとともに、支援によりCO<sub>2</sub>排出量が実際に減っているかどうか、効果をきちんと検証するというルールづくりも含め、積極的に途上国支援を行うことを表明しました。これは民主党のマニフェストにも沿ったものです。日本はこのような方針のもと、昨年12月にコペンハーゲンで行われたCOP15の交渉に臨んだわけです。

## COP15で何が合意されたか

COP15の交渉はたいへん難しいもので、京都議定書の次の議定書への合意には至らず、いわゆる「コペンハーゲン合意」という一種の政治的な合意がなされました。新たな議定書への合意はかなわな

プの総意です。

それでは、温暖化対策では、今後どのような目標に向かっていけばよいのでしょうか。現在、地球上で人間活動により排出されるCO<sub>2</sub>の量は、炭素換算で年間約七二億トン。一方、森林や海による吸収量は三一億トンで、排出量の半分程度しか吸収していません。そこで、大気中のCO<sub>2</sub>濃度がどんどん上がってきています。産業革命前のCO<sub>2</sub>濃度は二八〇ppmでしたが、現在は三八〇ppm近くになっています。毎年二ppm弱、濃度が上がってきているということです。

大気中のCO<sub>2</sub>量が増えれば増えるほど温室効果が大きくなり、温暖化が進行するわけですから、できるだけ低いレベルで濃度の上昇を止めなければなりません。そのためには、人間が排出する量を半分以下にする必要があります。こうした状況も踏まえ、最近では、「二〇五〇年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を現状より五〇%下げる」ことが世界共通の目標になってきているわけです。ただそのためには、世界全体で協力して取り組まなければなりません。

## 日本は二〇二〇年に二五%削減

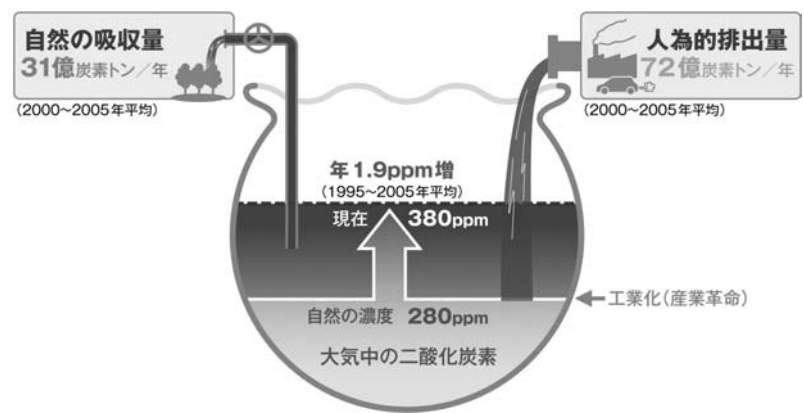
昨年、新政権の発足直後、鳩山総理がニューヨークで開催された国連気候変動サミットに出席し、演説を行いました。このなかで、我が国の今後の目標

かったものの、「コペンハーゲン合意」には米国や中国をはじめ、主要国が全て参加しました。その内容は、大きく2つの分野に分けられます。一つは、CO<sub>2</sub>排出量を減らすためにどのような目標を持ち、どのように行動をしていくかということ。もう一つは、途上国をどう支援していくかという点です。一つ目の排出量削減については、長期的には、産業革命以降の気温上昇を二℃以内に抑えていくことが認識されました。そして、残念ながら、「二〇五



環境省地球環境局地球温暖化対策課長  
高橋康夫 (たかはし やすお)  
1983年  
東京大学大学院修士課程修了(都市工学専攻)  
同年 環境庁入庁  
1991～1994年  
経済協力開発機構(OECD)日本政府代表部。その後、  
地方行政(新潟県)、廃棄物行政(環境庁、厚生省)  
を担当  
2000年7月  
国際連合大学高等研究所客員研究員  
2001年1月  
環境省発足に伴い、地球環境局地球温暖化対策課温  
暖化国際対策推進室長として、マラケシュ合意に至る気  
候変動国際交渉を担当。地球環境局総務課研究調査  
室長、水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室長、  
地球環境局市場メカニズム室長を経て、2009年7月より  
現職。

### 世界の温室効果ガス排出量



(IPCC第4次評価報告書(2007)より 国立環境研究所・環境省作成)

大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるためには、人為的排出量と自然吸収量と同等の水準まで減らさなければならない。

国際交渉を進める一方で、国内でも中長期目標の達成に向けてどんな取り組みを進めていかなければなりません。国際的な合意がまとまるまで何も対策をしないというわけにはいきません。日本には、まずは京都議定書で定められた六%削減という目標があり、さらに二〇二〇年に二五%、二〇五〇年に八〇%という削減目標があります。八〇%という数字は、昨年、米国のオバマ大統領が来日し鳩山総理と会談した後に、日米共同メッセージとして発表されたものです。このなかで、両国とも八〇%削減を目指すことが表明されました。

目標の達成状況について、まず、京都議定書の目標を見てください。基準年となる一九九〇年の排出量が十二億六〇〇万トンですから、十一億八六〇

## 日本の排出量は二〇〇七年まで増加

たりの排出量を何%削減するという目標を立て方をしています。GDPを基準に目標を設定した場合、GDPそのものが増えればCO<sub>2</sub>排出量も増えてしまいますが、途上国としてはこれから開発もしていかなければなりません。そこで総量そのものを抑えるという目標設定は、今の段階ではなかなか受け入れられることが難しく、このような形の目標を掲げています。しかし、いずれにしても、これまで途上国の削減目標はなかったわけですから、そういう意味では一歩前進だと思えます。

これに対して実際の排出量は、二〇〇三年以降必ずしも減少しておらず、二〇〇七年が過去最高になっています。現在の一番新しいデータは二〇〇八年のものになりますが、この値が十二億八六〇万トン。二〇〇七年に比べると、不況の影響で大幅に減少していますが、それでも、まだ目標には達していないという状況です。

また、二〇〇八年の値は特殊な数字と理解する必要があります。二〇〇九年も、まだそれほど景気が上がっていないので、恐らく排出量はそれほど増えないと思いますが、二〇一〇年以降は景気の回復により増加が予想され、今後も対策の手を緩めずに六%の達成に向けて努力をしていく必要がある

〇万トンが日本に認められた排出枠ということになります。ただ京都議定書にはいくつかのメカニズムがあり、目標達成のため、これらを活用する予定です。一つは森林による吸収で、森林吸収源対策として、国内の森林を整備して管理することで、最大三・八%分の排出枠を日本として使うことができます。

もう一つは、CDM(クリーン開発メカニズム)です。例えば中国などで省エネ事業を行った時、日本が資金や技術を提供すれば、排出削減量を日本の削減分としてカウントすることが認められています。この仕組みを利用して、クレジットを一・六%分、政府として調達することが決まっていますので、京都議定書のルール上、森林吸収分とあわせて五・四%分は排出枠を増やすことになっています。

### 主要国における2020年の中期目標(附属書I国)

	目標	1990年比	2005年比	備考
日本	1990年比で2020年までに25%削減	-25%	-30%	すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組の構築や意欲的な目標の合意が前提
EU (27カ国)	1990年比で2020年までに20%/30%	-20% / -30%	-13% / -24%	他の先進国の同等の排出削減等を条件に30%削減
イギリス	1990年比で2020年までに34%削減	-34%	-22%	
ドイツ	1990年比で2020年までに40%削減	-40%	-25%	
フランス	1990年比で2020年までに20%削減	-20%	-19%	
米国	2005年比で2020年までに17%削減	-3~-5%	-17%	2005年比で2025年に30%、2030年に42%、2050年に63%削減
カナダ	2006年比で2020年までに20%削減	+3%	-17%	
豪州	2000年比で2020年までに5%/15%/25%削減	-2% / -12% / -22%	-11% / -21% / -30%	先進国の同等の約束等を条件に2000年比15%、GHG濃度450ppm安定化に世界が合意する場合25%削減
ロシア	1990年比で2020年までに25%削減	-15~-25%	+33 ~+18%	

※基準年変更の換算に使用した排出量データは、京都議定書基準年と同様の方法で算出。  
 ①英、仏、豪州は議定書3条7項を適用し、森林及び草地の転換による排出量を割当量に加算。  
 ②その他の議定書参加国は吸収源を含まない値を使用。  
 ※京都議定書未締結の米国については、吸収源を含む値と含まない値に基づく計算結果を併記。  
 (排出量データ：UNFCCC <http://unfccc.int/di/DetailledByParty.do>)

### 主要国における2020年の中期目標(非附属書I国)

	目標	備考
インドネシア	BAUと比べて2020年までに26%削減	
ブラジル	BAUと比べて2020年までに36.1~38.9%削減	
韓国	BAUと比べて2020年までに30%削減	2005年比4%削減に相当
中国	GDP当たりの排出量を2005年比で40~45%削減	
シンガポール	BAUと比べて2020年までに16%削減	
南アフリカ	BAUと比べて2020年までに34%削減、2025年までに42%削減	技術・資金・キャパビルの支援があれば、2020年から2025年の間にピークアウトし、10年程度安定し、その後減少に転じる
インド	GDP当たりの排出量を2005年比で20~25%削減	農業部門からの排出は含めない
メキシコ	BAUと比べて2020年までに30%削減	世界全体の合意の一部として先進国から十分な資金及び技術支援が得られることが前提

※BAU (business as usual)・・・追加的な対策を講じなかった場合「コペンハーゲン合意」に基づき、各国は国連気候変動枠組条約事務局に2020年までの削減目標を提出した。

## COP15の結果概要

### ①削減目標・行動

- 長期目標
  - ・IPCC報告書等の科学に基づき、産業化以前からの気温上昇を2℃以内に抑えるため、地球全体の排出量の大幅削減の必要性に合意。
- 中期目標等
  - ・先進国は削減目標、途上国は削減行動を条約事務局に2010年1月末までに届け出て、リスト化。
  - ・途上国の削減行動は、先進国の支援を受ける部分は国際的なMRV(測定・報告・検証可能な仕組み)を導入。それ以外の部分も国内でMRVを確保し、2年ごとに報告、国際的な協議を受け付け。

米国や中国等を含む主要国による「コペンハーゲン合意」がまとめられた。

### ②途上国支援

- 短期資金
  - ・先進国は、2010年から2012年までの期間に、300億ドルの新規で追加的な公的資金の拠出を約束。
  - ・我が国は、官民合わせて150億ドル(うち公的資金110億ドル)の支援を行う鳩山イニシアティブを表明。
- 長期資金
  - ・先進国は2020年までに1000億ドルを拠出する目標を約束。
- REDD
  - ・植林等の取組に加え、森林の減少・劣化に起因するCO<sub>2</sub>の排出削減(REDD)の強化に合意。

今後の予定  
 ○特別作業部会(AWG)は継続審議となり、包括的な枠組みと京都議定書のそれぞれについて、2010年11月のCOP16(メキシコ)で結論を得る。

〇年までに半減」といったような具体的な数字には合意できませんでしたが、気温上昇を2℃以内に抑えるために、排出量の大幅削減の必要性があることは合意されました。より具体的な地域目標として、二〇一〇年一月末までに、各国の二〇二〇年までの削減目標を、気候変動枠組条約事務局に提出することも決まりました。

先進国については、具体的な「何%」という削減目標、途上国についてはどのような削減行動を取るかを届けることになりました。今回の合意でたいへん重要なのは、途上国も目標を設定することが決まったことです。これまで途上国は、温暖化は先進国の責任だと主張し、途上国としての目標を持つことについては非常に消極的でした。

また、最近「MRV」という言葉がよく使われています。これは、実際に排出量をどれだけ削減できたかを測定・報告し、検証を受けるという意味です。途上国が支援を受けた際、どれだけ排出量を削減できたかを客観的に、透明性を持って明らかにしていく仕組みもたいへん重要です。特に途上国ではデータが不足しており、正確な排出量もわかりません。この辺りも含め、MRVということも、今後きちんとやっていくということが合意されました。

途上国支援については、かなり前進がありました。先進国は二〇一二年までに三〇〇億ドルの資金を提供することを約束し、日本は「官民合わせて一五〇億ドルの支援を行う」という「鳩山イニシアティブ」を表明しました。二〇一三年から二〇二〇年までに、

先進国全体として一〇〇〇億ドル規模の資金協力をしていく考えも表明しました。

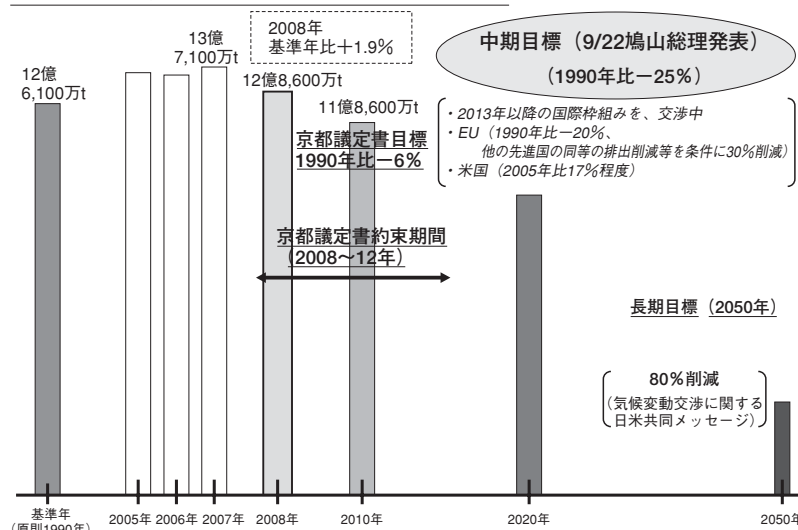
森林の問題についても、かなり議論がなされました。REDD(森林減少と森林劣化による排出量の削減)と言っていますが、途上国では今、森林がとんど伐採されています。これを食い止めることを奨励する仕組みを作ることも合意されました。いずれにしても今後、二〇一〇年の年末にメキシコで行われるCOP16に向けて、コペンハーゲン合意も踏まえながら、京都議定書の次の国際的合意を作っていくかなければならないわけです。

## 途上国も削減目標を設定

先ほどお話ししました、条約事務局に報告する各国の目標ですが、日本は鳩山総理の演説にありましたように、「全ての主要国による公平かつ実効ある国際的な枠組みの構築や意欲的な目標の合意」を前提に、一九九〇年比で二五%削減という目標を掲げました。EUの削減目標は二〇%ですが、他の先進国が同等の削減をすれば三〇%削減することを表明しています。

途上国については、先進国とは目標の立て方が違います。先進国は基本的には総量目標、つまり「国の排出総量を何年比で何%削減する」という目標です。途上国の場合はBAU (business as usual) という、何も対策を取らない「成り行き」ケースに比べて何%下げる、あるいは中国のように、GDPあ

日本の温室効果ガス排出状況と中長期目標



日本は前提条件付きながら、2020年に温室効果ガス排出量を25%削減する国際協約を掲げている。

## 法が求める自治体の役割

六%削減の目標達成に向けての取り組みは、現在、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を基盤に行われています。同法には、国が京都議定書の目標達成計画という総合的な計画を作る、といった規定が入っています。本日、一つ強調しておきたいのが、同法には、国だけでなく都道府県や市町村にも目標達

作りも、環境省を中心に政府で検討を始めています。ロードマップとは、中長期目標を具体的にどのよう

な政策により達成していくのかという道筋、あるいは工程表です。現段階ではいろいろな不確定要素があります。国際ルールもまだ決まっていますから、今の段階で非常に緻密なものを作ることではありませんが、社会に対して大きな展望を示していかねばならないと考えています。そのため作業も、基本法案の作業と並行して始めています。

具体的には、政府の「副大臣級検討チーム」で精力的に議論をしています。これは、座長を国家戦略担当大臣が、事務局長を環境大臣が務め、関係省庁の副大臣または政務官が参加する組織です。三月中にはロードマップの骨子のようなものを政府全体として作っていくことになっています。

環境省でも検討会を設置し、自動車、住宅建築物、地域づくり、エネルギー供給、という主要な分野についてワーキンググループを作り、中長期のロードマップの中心についてもいろいろ具体的に提案しようとして検討を進めています。内容は、あらゆる対策を総動員しないと目標を達成できないということ、エネルギー転換、運輸、産業、業務家庭、都市構造、国際貢献等を含む、総合的なものになります。

## CO<sub>2</sub> 排出に価格付けを

様々な政策手段のなかで重要なものに、CO<sub>2</sub> 排

成計画を作ったことが定められているということ。二年前の法律改正では、地域の特性に合わせて総合的な削減計画を作ったという制度が拡充されました。都道府県だけでなく、一定規模以上の市にも実行計画を作ったこと、都市計画や農業との調整等も含め、できるだけ包括的な計画にしていただくことが盛り込まれています。

また、全国の都道府県に地球温暖化防止活動推進センターという機関を置き、ここが中心になって、温暖化防止活動推進員の方に活動していただき、特に家庭部門のCO<sub>2</sub> 排出削減や温暖化についての普及啓発を全国的に進めていくことも、同法でうたわれています。地方自治体の役割も、きちんとこの法律に位置づけられているのです。

## 地球温暖化対策基本法案を策定

今、温暖化対策は大きな節目を迎えています。COP15では、残念ながら最終的な合意には至らなかったわけですが、「コペンハーゲン合意」という次につながる合意はなされました。日本としても、前提条件付きではあるものの、二〇二〇年に二五%、二〇五〇年には八〇%という非常に意欲的な中長期目標を立てています。国際交渉は進めながらも、日本としてどうやって目標を達成するかを議論して、必要な政策をどんどん進めていかなければならない時期にきています。その第一歩として、今国会に

出量を削減するためのインセンティブづくりがあります。CO<sub>2</sub> 排出への価格付け、ということ。CO<sub>2</sub> をたくさん出す人は環境に負担をかけるわけですから、その分を負担していただく。逆に、CO<sub>2</sub> 排出量を削減した人には経済的なメリットが生じる、そういうインセンティブをきちんと社会の仕組みに取り入れていくことが非常に重要です。そこで、環境税なり排出量取引なりの制度によって、いわゆる市場メカニズムを導入していくことが求められます。カーボンオフセットや「見える化」、企業の情報開示、CO<sub>2</sub> 削減に投資する企業にお金が回っていくようにするための「環境金融」など、それを補完するいろいろな制度も必要です。

排出量取引については、この新しい制度を国としてどう進めていくか、政府全体で議論しているところです。これをうまく設計すれば、CO<sub>2</sub> 排出量を積極的に削減する企業にどんどんインセンティブが働いていくということで、社会全体として少ないコストでCO<sub>2</sub> の総量を削減できる、そういう仕組みになると思っています。

また税については、来年度の導入は見送られました。平成二三年度の実施に向けて、政府税制調査会のなかで検討されていきますので、今後、具体的な議論が進んでいくと思います。

## 高まる地域への期待

地域での対策としては、CO<sub>2</sub> の排出をできるだ

「地球温暖化対策基本法」を提出する準備を進めています。日本の中長期的な削減目標を達成するためには、あらゆる政策を総動員するわけですが、同法案は、それを体系的に明らかにしていくものです。二〇二〇年に二五%、二〇五〇年に八〇%という削減目標も明記し、いろいろな施策を体系的にこの法律のなかに位置づけていきます。

特に重要なものとしては、民主党のマニフェストにもあった、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度の創設、温暖化対策のための税の検討、税制全体の見直しがあります。税については、平成二三年度からの実施に向けて検討していくことになっています。再生可能エネルギーの固定価格制度・全量買い取り方式もあります。太陽光発電の余剰電力の買い取り制度が昨年からはじまっていますが、これをさらに広げることが現在、経済産業省で検討しています。

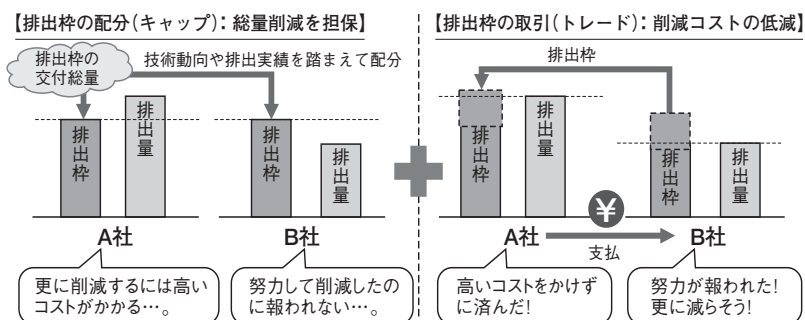
これら三つの主要な施策を掲げながら、それ以外に産業部門や日々の暮らしのなかでの対策、地域づくり、その他のいろいろな政策を同法のなかに体系的に位置づけていくということ、二〇一〇年三月にも国会に提出することを目指して作業しているところです。

## 目標達成へのロードマップ

あわせて、中長期目標達成に向けたロードマップ

け抑え、それでいて豊かで快適に暮らせる地域づくりがあります。地域に豊富にあるバイオマスや、水力発電や温泉地熱等を含む再生可能エネルギーなど、地域の資源を活用することが低炭素化につながります。できるだけ地産地消することでエネルギーを節約するなど、いろいろな観点から取り組むことができます。都市計画の整備、コンパクトシティ化、モーダルシフト、自転車の利用を含む町づくりなど、自治体が責任を持って行ってくださって

## キャップ&トレード方式による国内排出量取引制度



キャップ&トレード方式の排出量取引は、排出量にキャップを設定することで総量管理が可能になり、経済効率的に柔軟性を持って目標達成を可能とする手段。

いる部分のなかで、CO<sub>2</sub>排出量の削減、低炭素化につながる面がたくさんあるということです。そのような意味で、地方自治体の取り組みはたいへん重要だと思っています。

CO<sub>2</sub>排出量の少ないエネルギー供給も重要です。原子力の果たす役割もたいへん大きいのですが、現在、原子力発電所の稼働率は60%程度とたいへん低迷しています。以前のように80%程度まで上げていかないと、CO<sub>2</sub>排出量の削減目標達成は難しくなります。太陽光や太陽熱、風力、地熱といった再生可能エネルギーも相当な勢いで増やしていく必要があります。

## 需要サイドの対策を強化

需要面の対策も重要だと思っています。要は、自動車や家電などの省エネ、あるいは住宅建築物の断熱化等を進めていくことです。省エネ家電を対象としたエコポイント制度やエコカーへの優遇・補助金制度なども導入していますから、それらも活用し、消費者サイド、言い換えれば需要サイドでできるだけCO<sub>2</sub>排出量の少ない製品・サービスを利用していただく必要があります。それが、新しい環境産業、あるいは低炭素の商品を作る産業の育成にもつながるといことだと思っています。

年末に発表された「新成長戦略」のなかでも、「環境」は大きな成長分野の一つに位置づけられています。将来は大きな市場や雇用の創出が期待されています。

## 政府予算も温暖化対策を後押し

政府全体でも、都市づくりから製造分野、家庭・運輸、技術開発、人材育成、森林対策等、幅広い分野で新しい対策をどんどん進めていくための予算を組んでいます。環境省の予算を簡単に紹介しますと、自治体の皆様に関係のあるものの一つに、「チャレンジ25地域づくり事業の推進」があります。今年度の二次補正予算で、四〇億円計上しています。各市町村で、例えばゼロエミッションの町を作ろう、といった低炭素化に向けた積極的な計画を作り、計画に基づいて事業を推進していただく。これを支援していくというものです。現在、取り組みを募集しているところです。

先ほど申し上げた「住宅エコポイント」の推進もあります。また、環境省では、例えば地域の森林を保全し、森林のCO<sub>2</sub>吸収量をクレジットにしてカーボンオフセットに使う、というカーボンオフセットの仕組みを作っていますが、こうした制度の活用も、この予算のなかで進めていくと考えています。

それから、太陽熱があります。最近、太陽光発電が非常に脚光を浴びていますが、実は以前、太陽熱温水器がたいへん普及した時期がありました。訪問販売のトラブルなどがあり、現在は下火になってい

### 地球温暖化対策に係る主な関係予算＜政府全体＞

平成22年度予算（案）における主な事業	
（単位：億円）	
<b>低炭素型の都市・地域構造</b> ○低炭素地域づくり面的対策推進事業（環）7 ○地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業（経）5 等	<b>エネルギー転換部門の取組</b> ○電源立地地域対策交付金（経）1,097 ○住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金（経）401 等
<b>産業部門（製造事業者等）の取組</b> ○エネルギー使用合理化事業者支援補助金（経）270 ○未来を切り拓く6次産業創出事業のうち農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業（農）68 等	<b>エネルギー起源二酸化炭素以外の排出削減対策・施策</b> ○代替フロン等排出削減施設等導入促進事業（経）10 ○ノンフロン型省エネ冷凍空調システム開発（経）8 等
<b>業務その他部門・家庭部門の取組</b> ○環境・リフォーム推進事業（国）330 ○住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（経）77 等	<b>森林吸収源対策（森林の整備を行うもの）</b> ○森林環境保全整備事業（内十農十国）863 ○水源林造成事業（農）244 等
<b>運輸部門の取組</b> ○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（経）137 ○低公害車普及促進等対策費補助（国）10 等	<b>横断的施策等</b> ○国内排出量取引制度導入準備関係経費（環）22 ○セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業（経）19 等
<b>対策技術の開発等</b> ○高速増殖炉サイクルの推進（文）451 ○新エネルギー技術研究開発（経）136 等	<b>京都メカニズムのクレジット取得関連事業</b> ○京都メカニズムクレジット取得事業（環十経）428 ○京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業（環）15 等 ※内数として、京都議定書目標達成計画関係予算に該当する額が特定できないものは計上されていない。
<b>対策技術の中長期的な普及、人材育成等</b> ○電源開発促進関連事業（文）317 ○省エネルギー設備等導入促進リープ事業支援（経）80 等	<b>平成21年度第2次補正予算における主な事業</b> ○家電エコポイント制度の改善 2,321 ○エコカー補助の延長等 2,608 ○住宅版エコポイント制度の創設等 1,000

ているということ、政府全体として新規産業の育成に取り組んでいくことになっていきます。

予算の話にも少し入っていきませんが、最近の大きなトピックであり、かなりの予算を使っているものに、需要側・消費側の対策があります。「エコ消費三本柱」という言葉も生まれました。家電のエコポイントは、二〇一〇年の十二月末まで、九カ月間延長することになっています。エコポイントという言葉も広く浸透してきており、今後はLED電球

ます。太陽熱は、太陽光と比べるとローテクな面はあるかもしれませんが、非常に効率がよく、太陽光発電より安くできるというメリットもあります。そこで、太陽熱も積極的に活用していくということ、新たな支援・補助事業も始めています。このように様々な取り組みを進めています。特に長はやはり、地域の取り組み、需要サイド・消費者サイドの取り組みを支援・促進するような活動を特に積極的に導入しているという点です。

## 「チャレンジ25」キャンペーン

最後になりますが、何度も申し上げている通り、二五%削減の目標達成に向けて、今後あらゆる政策を総動員していかなければなりません。家庭分野、産業分野、地域づくり等、いろいろな切り口で様々な取り組みをしていっていただかないと、二五%という目標はハードルが高くなるようになってしまいます。

そこで、鳩山政権の下、これら様々な政策全体を「チャレンジ25」と名付け、推進していくこととしていきます。従来の「チームマイナス6%」の国民運動を小沢環境大臣の下でバージョンアップし、二五%という数字を目指していくため、今年1月14日、総理官邸で鳩山総理にもご出席いただき、「チャレンジ25キャンペーン」をキックオフいたしました。

「チームマイナス6%」の取り組みを継続していただくことに加え、さらにそれを少しバージョンアップしていただかなければなりません。例えば、

### 地球温暖化対策に係る主な関係予算＜環境省＞

平成21年度第2次補正予算及び平成22年度予算（案）における主な事業（単位：億円）	
<b>チャレンジ25に向けた戦略づくり</b> ○低炭素社会づくりのための中・長期ロードマップ策定費 2	<b>地域の取組を促進するための事業</b> ○中核市・特例市グリーンニューディール基金の創設（21年度2次補正） 60 ○チャレンジ25地域づくり事業の推進（21年度2次補正） 40
<b>「緑の消費」を促進するための事業</b> ○家電エコポイント制度の改善等（21年度2次補正） 794 ○住宅版エコポイント制度の創設（21年度2次補正） 333 ○温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業 2	<b>「緑の投資」を促進するための事業</b> ○地球温暖化対策加速化支援無利子融資事業（21年度2次補正） 15 ○温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援（21年度2次補正） 20 ○国内排出量取引制度導入準備関係経費 22 ○カーボン・オフセット推進事業 2
<b>グリーン・イノベーションを推進するための事業</b> ○高効率の太陽熱利用システムの住宅への設置普及に関する実証事業（21年度2次補正） 15 ○地球温暖化対策技術開発等事業 50 ○エコ燃料実用化地域システム実証事業費 24	<b>鳩山イニシアティブ関連事業</b> ○京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業 15 ○クリーンアジア・イニシアティブ推進費 2

家庭から産業部門まで多岐に渡る分野を対象に予算が組まれている。

エコカーへの補助も、二〇一〇年九月末まで六カ月間、延長することが決まっています。加えて、「住宅エコポイント」が導入されました。エコ住宅を作ったり、窓の二重サッシ化や外壁・天井・床の断熱といった「エコリフォーム」を行ったりする場合、エコポイントが使えるという新制度です。このような取り組みを通して、もちろんCO<sub>2</sub>排出量を削減するわけですが、それだけではなく、環境に

なども対象に含めていきます。

省エネ製品や再生可能エネルギーの選択があります。具体的には、太陽光パネルや太陽熱温水器の設置、住宅の断熱化などです。初期投資はかかってしましますが、エコポイントを始めいろいろな補助制度を利用できます。また、消費電力が減り、買い取り制度もありますから、最初はコストがかかっても、五年や十年たてば元が取れます。単なる負担ではなく、将来に向けた投資と考えることもできるのです。

そのように捉えていただいて、低炭素化のための投資を個人にも積極的にしていただかないと、二五%の目標達成は難しいと認識しています。ですから、いろいろな支援制度やキャンペーンを通して、そのような取り組みをどんどん進めていこうとしています。「チャレンジ25」のロゴマークもできました。インターネットで簡単に参加できますので、まだの方はぜひ、この国民運動にご参加ください。いろいろとお話をさせていただきましたが、温暖化対策には、地域のいろいろなユニークな取り組み、地域の資源やコミュニティを活かした取り組みが重要ですし、そこから積極的な取り組みのヒントが出てくると思っています。私どもも地域の計画づくりの支援を始めとして、積極的なサポートをしていきたいと思っています。ぜひ、各地域のユニークな取り組みをどんどん進めていただき、それをアピールして全国に発信してください。それによって取り組みがさらに広がっていき、将来の低炭素社会の構築に大きく貢献するであろうと期待しています。

# 「低炭素社会に向けた自治体ロードマップ」

板橋区長 坂本 健氏

イクレイ世界事務局次長 ジノ・ヴァン・ペギン氏

環境省 地球温暖化対策課長 高橋康夫氏

コーディネーター… 慶應義塾大学環境情報学部教授 浜中裕徳氏

浜中 ここからのトークセッションでは、三部に分けてお話を進めていきたくと思っています。第一ラウンドでは、日本でのような地域レベルの温暖化対策が行われてきているかということ、三人のバネリストの皆様にお話しただきたいと思っています。最初に、板橋区の坂本区長から、取り組み事例をご紹介します。

## 公害に端を発した環境行政

坂本 始めに、そもそもなぜ板橋区が環境行政に積極的に取り組んできたかについて、簡単に紹介させていただきます。板橋区は、東京二三区の北西部に位置し、人口約五三万人を擁する生活感あふれる都市ですが、もともと

は、軍需産業が盛んな町でした。戦前からまとまった土地が手に入りやすく、製品の輸送や排水に利用できる河川が手近にあり、工場立地に適しているという事情があったからです。

大正一四年（一九二五年）には、志村地区に、危険物を取り扱う軍需工場や爆発性の化学薬品を製造する工場が集まってきました。昭和一〇年（一九三五年）に、区内には二七〇の工場がありました。太平洋戦争に突入した昭和一五年（一九四〇年）には、工場数は約一九八〇に増えていました。そのほとんどは軍需品を生産し、陸軍や海軍の協力工場として、軍の監督の下、管理されて作業をしていました。戦後は、朝鮮特需や高度経済成長により大きく産業が伸びていきました

が、一方で公害問題を生んでしまいました。昭和三〇年代以降は河川の汚れもひどくなり、町を流れる川は工場の廃液によって、赤、黄、緑、紫と虹のように変わっていく有様でした。

工場以外に起因した事情もありました。板橋区内の大和町交差点では、国道一七号の上に環状七号線が交差し、さらにその上を首都高速が走るという三層構造になっています。一日の交通量は二四万台もあり、さらに周囲を高いビルで囲まれていることから、自動車の排気ガスの逃げ場がない、という場所です。ここは、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の濃度が全国でワースト1になるほど、大気汚染で知られた交差点でした。

だものです。二〇〇九年には、第二次環境基本計画を策定しました。これに基づき、さらに環境施策を進めていきたいと考えています。

## 区民と取り組む「緑のカーテン」

次に、板橋区独自の取り組みで、区民の皆様と一体となって力を入れていく「緑のカーテン」の普及について、ご紹介させていただきます。先ほど申し上げた環境基本計画では、基本理念に「パートナーシップが支える環境都市」「循環・共生を推進する環境都市」「板橋」を掲げています。

緑のカーテンの取り組みは、パートナーシップの先行事例といえます。緑のカーテンは壁面緑化の取り組みの一つで、ヘチマやゴーヤ、アサガオなど、つる性の植物を窓の外に這わせることで夏の強い日差しを和らげ、室温の上昇を抑えるというもので、「自然のカーテン」とも言えます。非常に手軽な取り組みにも関わらず、大きな効果が期待でき、コストパフォーマンスも高いものです。効果について言えば、すだれと緑のカーテンのそれぞれに熱い光をあてて表面温度を測定したところ、すだれは表面温度が四〇℃だったのに対し、緑

（一九六五年）に、他区に先駆け、建築課公害係を設置しました。組織改正などを経て、平成三年（一九九一年）に現在の環境保全課に課名を変更して独自の取り組みを続け、工場公害、自動車公害、そして環境全般に渡る取り組みを発展的に推進してきました。

## 環境教育に力を注ぐ

エコポリスセンターは、環境保護と省資源・省エネルギー社会を目指し、環境学習とリサイクルを推進するための拠点として、一九九五年四月に開設しました。施設自体に環境に配慮した設備を数多く取り入れています。事業としては、環境について区民への啓発や実践のきっかけとなる講座・講習会の開催、小中学校と連携した環境教育授業への出前講座協力、環境学習指導者の養成事業等を実施しています。

一九九八年には、区立小中学校とエコポリスセンターをインターネットでつないだ「環境教育ネットワーク」を構築し、教育部門と環境行政部門が連携して環境教育に取り組む試みとして注目されました。

また、二〇〇七年に策定した「板橋のカーテンは二四℃に保たれており、相当な効果が確認されています。ある学校では、緑のカーテンのある教室とない教室の室温差は、約二℃となりました。サーモグラフの画像を見ても、緑のカーテンの効果は明らかです。緑のカーテンは、冷房の使用量を二〇～三〇％削減するという報告もあります。家庭では、最新の省エネ型の冷房でも年間約一八kgのCO<sub>2</sub>を削減できます。板橋区の本庁舎にも設置しており、設置していないところとの室内での温度差は、最大で一℃もあつたことが確認されています。

緑のカーテンの効果をまとめると、冷房の使用量抑制による省エネ、ヒートアイランド現象の緩和、景観の向上、ライフスタイル見直しのきっかけ、環境教育の教材、地域コミュニティの活性化などがあげられます。

## 始まりは一教員の提案

緑のカーテンの取り組みは、もともとは二〇〇三年にある小学校の先生が提案し、地域の方々の協力のもと、学校で実践したことから始まったものです。その後、教育委員会を通じて、学



イクレイ日本理事長  
 浜中 裕徳 (はまなか ひろのり)  
 生年月日 1944年 出身地 東京都  
 1967年3月 東京大学工学部都市工学科卒業  
 1969年4月 厚生省入省、環境衛生局公害部公害課勤務  
 1971年7月 環境庁出向、76年6月まで大気保全局企画課、同大気規制課及び長官官房国際課に勤務  
 1976年7月 外務省出向、経済協力開発機構(OECD)日本政府代表部勤務  
 1979年9月 環境庁出向、84年6月まで企画調整局環境管理課、同環境影響審査課及び長官官房総務課環境調査室勤務  
 1984年7月 環境庁長官官房総務課上席環境調査官  
 1986年4月 同総務課環境情報企画官  
 1986年7月 同庁大気保全局企画課交通公害対策室長  
 1988年7月 同局大気規制課長  
 1990年7月 同企画調整局地球環境部企画課長  
 1994年2月 同水質保全局企画課長  
 1995年7月 同企画調整局地球環境部長  
 2001年1月 環境省地球環境局長  
 2001年7月 同地球環境審議官  
 2004年7月 環境省を退職。  
 2004年7月 慶應義塾大学環境情報学部教授  
 2005年7月 有限責任中間法人イクレイ日本理事長、現在に至る。  
 主な兼職 (財)国際湖沼環境委員会理事長、(財)地球環境戦略研究機関理事長、かながわ地球環境保全推進会議 会長

板橋区の「緑のカーテン」



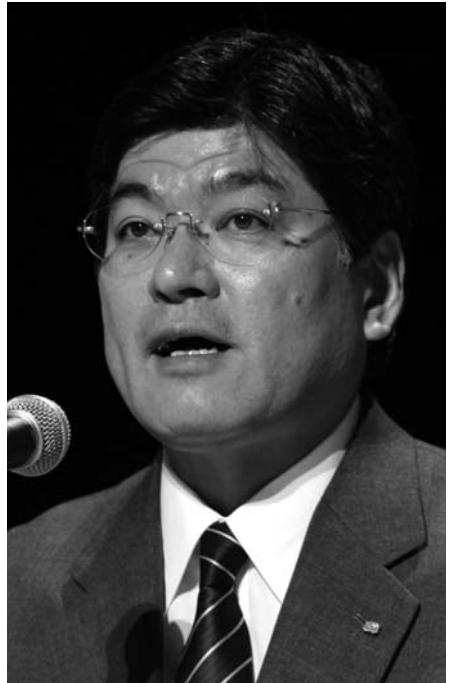
板橋区役所本庁舎(左)でも実施、学校では環境教育の一環として(右)。

校にもこの動きが広がりました。区内には七六の小中学校がありますが、現在では三三校が実施しており、今後は全校に拡大していきたいと考えています。国の環境白書にも取りあげていただき、全国にご紹介させていただく機会も得ました。また、二〇〇三年ごろに協力してくださった地元企業や地域の有志の方が、NPO法人「緑のカーテン応援団」を設立し、現在も熱心に活動していらっしゃいます。

当初は学校に広がった取り組みですが、二〇〇六年には環境保全課で、公普及を始めました。この取り組みは事

共施設で実施したことにより、地域の方や保護者の目に触れて広まったことが考えられます。特に学校の緑のカーテンは、保護者と生徒の間でも話題になると思います。このように、区が率先して行動してきたことも普及につながったのではないかと自負しています。

最後に一番のポイントとなるのが、地域の方を巻き込み、パートナーシッ



板橋区長  
坂本 健 (さかもと たけし)  
生年月日 昭和34年12月  
昭和57年3月 日本大学生産工学部建築工学科卒業  
昭和60年3月 日本大学大学院生産工学研究科博士前期課程建築工学専攻修了  
平成17年3月 日本大学大学院理工学研究科博士後期課程建築学専攻単位取得退学  
昭和61年4月 日本設計事務所株式会社(現株式会社日本設計)建築設計部特別養護老人ホームケアタウン成増増設代表者  
平成11年9月 社会福祉法人みその福祉会理事長  
平成13年3月 社会福祉法人みその福祉会理事  
平成15年4月 社会福祉法人みその幼稚園設置者  
平成15年4月 東京都議会議員(1期目)  
平成17年7月 東京都議会文教委員会委員  
平成17年9月 東京都私立学校助成審議会委員(1期目)  
平成17年10月 財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団評議員  
平成18年4月 東京都議会自由民主党副幹事長  
平成18年8月 東京都議会議会運営委員会委員  
平成18年8月 東京都議会平成17年度各会計決算特別委員会委員  
平成18年9月 東京都私立学校助成審議会委員(2期目)  
平成18年11月 東京都板橋区長(1期目)  
平成19年4月

業者にも広がり、商店街ぐるみで取り組んでいるところもあります。

現在、区では、主に3つの取り組みを行っています。一つは、参加登録制度です。登録していただいた方に、緑のカーテンの育成情報やイベント情報を提供しています。登録者は、個人の方が約三四〇人、団体が約五〇となっています。二つ目は、講習会です。育て方をアドバイスする「育成講習会」と植物から収穫した野菜を使う「料理講習会」を行い、育てる楽しみをさらに膨らませています。

三つ目は、コンテストの実施です。上手に育てられたかどうかだけでな

く、温暖化への意識、ご近所へのPR状況なども審査します。コンテストで収集した情報は、講習会で提供したり、ホームページに掲載したりして、共有しています。二〇〇九年度のコンテスト参加者数は、個人と団体を合わせて約七五組でした。温暖化に関心を持っていただけのように、温暖化の現状や家でできる温暖化対策などの情報提供も行っています。

区内に広められたポイント

このように、学校で始まった取り組みが今や広く区内に広まったわけでは

で行ってきたということですが、学校から始まった取り組みですが、地域の方から資材をご提供いただいたり、植え付けの指導をしていただいたりと、地域の皆さんと一緒に作業に取り組んできました。だからこそ、このような大きな取り組みを継続的に続けられているのだと思います。

この他にも、各地域には地域センターという出先機関がありますが、こちらでの講習会による地域との連携、商店街の取り組みのようにまちぐるみでの活動や、ご近所同士での情報交換などの波及効果があります。

国内外に情報発信

二〇〇九年四月には、先ほどご紹介したNPO法人「緑のカーテン応援団」と協働で「全国緑のカーテンフォーラム」を盛大に開催しました。第一回開催地の翁長那覇市長や門川京都市長が出席されたほか、全国から三〇団体がブース出展し、自治体だけでは作れないネットワークを作ることができました。取材も多く、参加者は一五〇〇人のほり、緑のカーテンへの関心の高さが感じられました。

また、二〇〇九年六月一日〜一八日にカナダ・エドモントンで開催された、「イクレイ世界大会二〇〇九」にお招きいただきました。「都市とコミュニティの気候変動適応対策」というセッションで、海外の自治体の代表者が集まる中、板橋区職員が「緑のカーテンの普及啓発」について発表する機会をいただき、世界に向けて緑のカーテンの取り組みを発信することができました。

緑のカーテンの取り組みには、一般の方だけでなく、全国の自治体から問い合わせをいただき、関心を持っていただいております。二〇〇九年には、韓国・昌原市から、環境首都課長をはじめ、大学教授、自然保護団体の方の訪問を受けました。

先ほどご紹介した第二次環境基本計画では、新たに「協働プロジェクト」を設けています。これまでのように区主導で事業を行うのではなく、区民や事業者が主体となって行動する取り組みです。

緑のカーテンは、楽しみながら手軽に取り組むことができ、しかも効果の高い温暖化対策ですので、今後も、協働プロジェクトと連携して、パート

が、普及したポイントとしては、手軽にできる取り組みだったことが、まず挙げられます。材料自体はそれほど高額なものではなく、ホームセンター等で入手できます。場所もベランダのスペースがあればできるものです。水やりなどの世話という点は手間ではありませんが、逆にそれが育てる楽しみにもつながっているようです。収穫したゴーヤなどを食べることもできる、というおまけもついています。

二つ目は、今申し上げたように手軽であるにも関わらず、効果が高く、楽しみ方がたくさんあることです。「自然の涼しさ」による冷房効果はもちろん、「緑の心地よさ」といった景観上のもの、「収穫物の料理」といった食の視点、「取り組みを通じたご近所での会話」ができるというコミュニティの活性化などがあります。学校では環境教育の教材にもなります。皆で育てた緑のカーテンを撤去した後に、何もない校舎を見上げたとき、「ああ、なくなっちゃったんだ。でもまた来年会えるよね」というように、達成感、別れや期待など様々なことを感じるといえるかもしれません。

三つ目は、区役所や小学校などの公

ナーシップを築きながら全国に発信していきたいと思えます。

地域の取り組みの重要性

浜中 今ご紹介いただいた板橋区の例にもあるように、日本の自治体はすでに様々な施策を進めています。その成果や、地域のイニシアティブに対する評価を、環境省の高橋課長にお話いただきたいと思えます。

高橋 地域の取り組みには大きく分けて三つの重要性があると思っております。一つは、地球温暖化に対する市民の意識啓発です。地方自治体の取り組みは、直接市民に働きかけるという点で非常に重要だと思います。すでに、各市町村で積極的に取り組んでいたのですが、今後はますます重要になってくると思いますので、引き続き力を入れていただければと思います。環境省でも、最新の科学的知見やツールの提供なども含め、積極的に支援をしていきたいと思っています。

もう一つは、地域ごとに地場産業や歴史的な背景が異なるため、各地域に独自の取り組みが出てきているということです。先ほどご紹介いただいた、

板橋区の「緑のカーテン」の事例のよ  
うに、ユニークな地域の取り組みがど  
んどん出てきています。それを全国に  
発信していただいて、自治体間で共有  
していただくことがたいへん有効だと  
思っています。

先ほどご紹介した「ストップ温暖化  
『全国一村一品』大作戦」などもそう  
ですが、温暖化への取り組みが、地場  
産業の活性化や、高齢者と若者の交流  
の促進など、温暖化対策にとどまらな  
い副次的な効果を生み、まちおこしに  
もつながっているようです。そうした  
事例を全国に発信し水平展開していく  
ことで、環境省でも引き続き協力して  
いきたいと思っています。

### まちづくりの一環で温暖化対策

三つ目は、低炭素の地域づくり、ま  
ちづくりです。これは自治体の最も重  
要な仕事の一つで、国レベルではでき  
ないことです。まちづくりのなかで低  
炭素化に取り組んでいく、ということ  
です。もちろん二〇二〇年の二五％削  
減という目標においてもそうですが、  
二〇五〇年の八〇％削減を考えると、  
まちづくりはたいへん重要な要素だろ

うと思っています。

その一つに、公共交通機関がありま  
す。一例として、全国的に路面電車が  
減るなかで、富山市などがこれを復活  
して、自動車利用に伴うCO<sub>2</sub>を大幅  
に削減しているというものがありま  
す。あるいは、地域で廃熱を利用する  
こともできます。下水処理場や廃棄物  
焼却場の廃熱をうまく活用するなど、  
地域づくりにCO<sub>2</sub>削減という観点を  
入れていただくことが重要になってき  
ます。

法律面でも、都道府県・市町村の実  
行計画ということで、自治体が主体的  
に計画を作っていたらいいわけですが、  
環境省ではこれを支援するため、マ  
ニユアルの作成や、先進的な地域の取  
り組みへの支援事業などを行っていま  
す。また、地域独自の取り組みから国  
も新しい政策のヒントを見つけ出すこ  
とができると思っています。これら三つの  
観点から、私どもも自治体と積極的に  
連携していきたいと思っていますし、  
たいへん期待をしています。

### 建物の省エネに力を発揮

浜中 それでは次にイクレイ世界事務

織ができることはありません。従っ  
て、板橋区のような素晴らしい事例を  
広めていく必要があると思います。あ  
ちこちで実施し、大規模に展開する必  
要があります。ですからイクレイでは、  
例えば国連のような国際的なレベルで  
発言するときに、「市区町村」レベル  
での取り組みも紹介しようとしている  
のです。

### 国・自治体の対話の場を

同時に、国・自治体間の系統だった  
対話の場を作ろうと呼びかけていま  
す。例えば、日本は国としての目標が  
あるので、それについて、自治体が国  
と同じテーブルについて話し合う場が  
必要なのです。そして、目標達成の枠  
組みや条件に問題があるかどうか話し  
合う必要があるのです。例えば、国の  
建築基準に問題があるかどうか、ある  
いは自治体の能力を高めることができ  
るかどうか。これを話し合うことで、  
例えば建築許可が正しい方法で出され  
ているかどうか、現在の建築基準を見  
直す必要があるかどうか等が明らかに  
なります。こういったことを話し合う、  
対話の場が必要だと思っています。

八〇％削減を実現するには、系統  
だったアプローチが必要だと思いま  
す。このアプローチは国ごとに違っ  
ていけるべきです。何も全ての国が同じ  
アプローチを取らなければならないと  
言っているわけではありません。各国  
各自治体それぞれのアプローチを考え  
ればいいのです。この点、私は今日の  
発表者の皆様のご発言を聞き、たいへ  
ん意を強くしています。板橋区ではす  
でに具体的な事例がありますし、環境  
省としてどのように自治体をサポート  
していきたいかというお話にも、勇気  
付けられました。

### 啓発と教育の重要性

最後に、教育、そしてものづくりが  
とても重要だと思っています。これには国  
のサポートも必要です。例えば再生可  
能エネルギーに移行したい人がいたと  
しても、ソーラーパネルなどの技術だ  
けでは難しい面があります。最初に設  
置するだけでなく、以後のメンテナン  
スも必要になります。  
ということ、啓蒙、教育、研修が  
必要なのです。ものづくりや技術力も  
重要です。学会レベルの専門知識だけ

局長のベギンさんにお尋ねしたいと  
思います。イクレイからご覧になって、  
日本政府の施策や自治体活動はいかが  
でしょうか。

ベギン まず坂本区長が発表された  
「緑のカーテン」ですが、たいへん素  
晴らしい事例だと思います。どのよう  
な大きな町であれ、中規模であれ小規  
模であれ、革新的なことができる、と  
いうことの素晴らしい模範だと思いま  
す。「政治的な意志」があり、市民、  
事業者、行政が協力する意欲があると  
いうことだと思います。さらに具体的  
な成果も挙げている事例でした。もち  
ろん、日本には他にもたくさん事例  
があるでしょうし、他の自治体もモデ  
ル都市を目指して様々な取り組みを展  
開しているとお聞きしています。

先ほどの基調講演でも申し上げまし  
たが、自治体、とりわけ都市は、建物  
の省エネという面で注目に値すると思  
います。この点を改善していける権限  
があるからです。自治体は建物の管理  
を管轄しているわけですから、バラダ  
イムシフトを起こせると思うのです。  
建物の使い方や建築のしかたに影響を  
与えることができるでしょう。  
場合によっては、国の建築基準や関

ではありません。一般レベルの人たち  
ができる、メンテナンス技術の教育も  
必要なのです。ここでも、環境省のサ  
ポートが大事だと思います。産業界や教  
育というのは、環境省そして国全体の  
サポートが必要な分野だと思っています。  
どのように協力すれば、最終的に八  
〇％削減を実現できるか。これを考え  
る視点が重要だと思っています。

### COP15の「気候ラウンジ」

浜中 ベギンさんありがとうございます  
した。ちなみに、私のほうから簡単に  
報告をさせていただきますが、二〇〇  
九年十二月に、コペンハーゲンでは一  
〇〇カ国以上の首脳級が集まり交渉が  
行われたわけですが、同時にイクレイ  
は「自治体気候ラウンジ」を開き、世  
界の自治体の取り組みを、交渉をして  
いる方々にアピールしました。

日本のイクレイ加盟自治体もそこに  
たくさん参加させていただきました。  
例えば京都市は、京都議定書誕生の地  
として、これまでの取り組み、あるい  
はこれからのビジョンを、集まられた  
五大陸のリーダーと共有し、世界の自  
治体リーダー達に発信するというセッ

連法制度の改正も必要となるかもしれ  
ません。そうすると、省庁との連携も  
必要です。

### 先進事例を各地に普及

高橋課長のお話にもありましたが、  
重要なのは啓発と教育、情報の共有だ  
と思います。まさに課長がおっしゃっ  
た通りで、自治体レベルで都市計画を  
推進するためには、国の支援が必要で  
す。

一方で、系統だった対話が必要だと  
思います。日本だけでなく全ての国に  
おいて必要です。国際交渉というのは、  
難しいものです。本日も皆様が、いか  
に国際交渉が難しいものかを述べられ  
ていました。国際交渉の中では、現在  
の温室効果ガス排出量を二〇五〇年ま  
でに八〇％削減することになっていま  
す。しかし、IPCCなどの科学者や  
専門家は、もっと早く行動を起こす必  
要があると言っています。

二〇二〇年を区切りとした中期目標  
も策定し、動き始めています。しかし、  
いずれにしても八〇％の削減を実現す  
るのは、たいへんなことです。これを  
実現しようと思っても、一つの国や組





ションを開きました。また東京都は、再生可能エネルギーに関するセッションで、排出量取引制度など東京都の取り組みを世界に発信し、情報共有を行いました。飯田市、名古屋市、京都市、北九州市、低炭素都市推進協議会の取り組みも「ローカル・ストーリー」（事例集）という形で情報提供しました。

### 区民と進める協働プロジェクト

浜中 ここから第二ラウンドに入りま  
ているものがあります。今後は、こういった連携をさらに強化していきたいと思えます。

この他に、中小規模の企業の排出削減対策として、板橋独自の簡易版環境マネジメントシステムである、「板橋エコアクション」を進めていきたいと思えます。板橋エコアクションは、二〇〇五年度より取り組んでいるものですが、国の「エコアクション21」とは別に、独自で設計したものです。二〇〇八年度時点で一〇五の事業所が参加していますが、伸び悩んでいるのが現状です。そのため、東京都が行う排出量取引制度と何とか連携できないかと検討しているところです。それにより、事業部門のCO<sub>2</sub>排出量の削減を図っていききたいと思えます。

このような形で、区民、事業者、区のパートナーシップにより「協働」の視点から、温室効果ガス排出削減を進めていききたいと思えます。また、二〇〇九年三月に策定した「第二次板橋区環境基本計画」における温室効果ガス削減目標を実現するための取り組みを着実に続け、政府の削減目標達成に地域から貢献していききたいと思えます。

す。これから、低炭素社会づくりが大きな課題になってくると思えます。そこで、今後自治体がどのようなことに取り組んでいくべきなのか、それぞれのお立場から課題と展望、そしてそれをどのように実現していくべきかについて、お話しただきたいと思えます。先ほど、板橋区の坂本区長のお話がありました。ベギンさんの基調講演でも、自治体は市民の行動を変えていくのが一つの重要な役割ではないかというご指摘がありました。そこで、まずは坂本区長に、今後、板橋区では協働プロジェクトとしてどのような取り組みをしていく予定なのか、お話しただきたいと思えます。

坂本 協働プロジェクトについてご紹介する前に、まずは、板橋区の特徴を二点ご説明させていただきます。一点目は、板橋区は、CO<sub>2</sub>排出量に占める、家庭部門の割合が高いということです。二〇〇七年度の実績で言うと、日本全体では家庭部門の排出量の割合は約一四%、東京都が約二八%ですが、板橋区はそれを上回る約三二%となっております。家庭部門の排出をいかに抑えるかが喫緊の課題となっております。

### 「国産」クレジットの活用

浜中 ありがとうございます。次に環境省の高橋課長に、地域の取り組みを国としてどのように支援、促進していくかと考えておられるか、お話しただきたいと思えます。

高橋 坂本区長のお話のなかで、中小企業の取り組みを東京都の排出量取引制度につなげていけないか、というご発言がありました。このところ全国的に同じような動きが盛り上がりつつあり、大きな可能性があるのではないかと考えています。

東京都が先行していますが、国としても排出量取引導入の検討を進めています。将来大企業に何らかの排出規制が定められた場合、排出削減に加え、一種のカーボンオフセットとして、自らは削減できない部分は他の企業からクレジットを買っていただくことになりま

す。その際に、現在は国際的に流通している京都クレジットを買っていただくことが多いわけですが、国内で規制対象になっていない中小企業や森林などによる国内での削減、吸収を評価して、クレジットとしてカーボンオフセットに

もう一つの特徴は、中小規模の企業が比較的多いことです。東京都では、二〇一〇年度から大規模事業者に総量削減義務を課す予定です。ところが板橋区の事業者はその網にかからないケースが多く、独自の排出削減の対策を取らなければなりません。

以上のような状況がありますが、排出量の削減にあたっては、何よりも一人一人の自覚と行動が必要なことはご存じの通りです。そのため今後は、区民や事業者の連携を促進するとともに、ネットワーキング化して推進することが最重要課題となります。

このような背景の下、第二次環境基本計画において、パートナーシップの基本理念に基づき、新たに「協働プロジェクト」を立ち上げました。従来のように区主導ではなく、区民や事業者が主体となって進める取り組みです。

### 地域の連携を強化

協働プロジェクトについては、現在定期的に会合を開いており、区民により具体的なプロジェクトの検討が進められています。ポイントとなるのは、いずれも、区が主導しているのではなく、

使いたいというニーズが非常に高まっています。

環境省でもJ-VERと呼ばれるオフセット制度を始めており、森林吸収や中小企業における省エネの取り組みをクレジット化する取り組みを少し始めています。こうしたメカニズムを広く相互利用できたほうが広まると思いますので、国の制度と自治体の取り組みをうまくリンクさせていけば、大きな可能性があると思えます。

### 国と自治体の活動をリンク

そこで一つ問題になるのは、クレジット化するにはきちんと排出削減量の検証を受ける必要があります。そこに非常にコストがかかってしまうということです。しかし、手法を統一して効率的に行うなど、コストの課題をうまく解決しながら取り組んでいきたいと思えます。

これはまさにCO<sub>2</sub>排出に価格を付けるということですし、自分がCO<sub>2</sub>をどれだけ出しているか、データで明らかにする「見える化」をして削減を促していくということになります。これは非常に大切だと思います。そのよ

く、区民主体で発案して行動に移しているということです。

この協働プロジェクトの活動では、区内にある東京商工会議所、産業連合会、商店街連合会などの事業者団体、また、環境に関する活動を行っている地区環境行動委員会、町会など、既存の団体との連携を強化したいと思っています。さらに、様々な環境NPO、NGOなど地域コミュニティごと、あるいは、地域コミュニティを横断した連携を行い、地域から低炭素社会を目指してしっかりと着実に取り組みを推進していききたいと考えています。

これらの行動を促進するために、先に申しました「エコポリスセンター」を拠点としていこうと考えています。「エコポリスセンター」の活動をさらに強化し、協働プロジェクトと連携していくことが重要です。家庭部門の排出削減は、このような形で進めたいと考えています。

### 国の目標達成に地域で貢献

事業者との関係でいえば、エコポリスセンターのイベント等において、企業からの出展によりご協力をいただ

うな形で国と自治体が連携して効率的に削減を進める、そういう方向でぜひやっていききたいと思えます。

浜中 ご紹介いただいたJ-VERに認定された第一号の事例は、高知県の森林保全活動でした。東京都も四月から始める排出量取引制度と連動させる形で、家庭での再生可能エネルギーによる発電分の環境価値を「グリーン電力証書」として一〇年分ぐらい買いためたり、太陽熱利用装置でも同様に「グリーン熱証書」を買いためたりして、都内の排出削減義務を課せられた





### 分野別の目標設定を

ベギン 日本の自治体への期待からお話ししますと、真っ先にやっていたいただきたいのは温室効果ガスのインベントリ（排出目録）作りです。どれだけのCO<sub>2</sub>を排出しているのかきちんと調べてデータ化してほしいのです。次に、様々な分野での目標設定です。目指すのは、エネルギーの「リデュース、リデュース、リデュース（削減、削減、削減）」です。例えば建物一つとっても、あまりにも多くのエネルギーを使いすぎています。行政府の建物、家庭、店舗、そのいずれにおいてもです。日本でも海外でも、冬の最中にお店のドアが全開になっているのをよく見かけます。こうしたエネルギーの浪費をやめるということです。そのためには店舗や利用者の教育が必要です。

国や都の制度で取り組まなければならない主体とそれ以外の主体とのリンクができるということで、国の政策が変わっていくなかで、基礎自治体としてのどのような取り組みができるかが具体的な今後の課題となってくると考えています。

それではベギンさん、日本のいろいろな取り組みをお聞きになったご感想や、国際的な自治体間の連携の必要性、そのためのイクレイの戦略、日本の政府や自治体への期待をお話いただければと思います。

### カーボンオフセットは最終手段

このように様々な取り組みによりCO<sub>2</sub>排出量を削減したうえで、どうしても削減できない部分に、カーボンオフセットを活用すればよいのです。最初からカーボンオフセットを考えるのではなく、それぞれの家庭、事業者、自治体でできることをやり、残されたものにオフセットで取り組むのです。非常に心強いのは、COP15で、CDMをどう改善できるのか、CDM実施が少ない国はどう改善するのか、特に自治体の関与について検討することが決まったことです。気候変動枠組条約に対して要請され、京都議定書の特別作業部会で提案され、採択されました。最後に一つ、カーボンオフセットや排出量取引についてユニークな取り組みをご紹介します。二〇一二年以降の実施を目指し、英国で今進行中のプログラムがあります。自治体間の排出量取引を義務付けていこうというものです。これにより、自治体相互にメリットのある取り組みを促進していこうとしています。これは非常に興味深い、初めての取り組みで、どのように発展していくのか見守っていききたいと思っ

### 自治体にてできる活動事例

次に排出量の多い、運輸交通部門の対策も必要です。具体的には、自家用車の利用を抑えるということです。日本には素晴らしい公共輸送機関があるにもかかわらず、街中を走っている自動車の数が多すぎます。削減するためシステムはいろいろあります。

一つは、カーシェアリングです。パリ市長は昨年、バイクト事業として、市民や観光客の間で四〇〇〇台の電気自動車のカーシェアリングを行うことを決定しました。自転車のシェアリングもパリでは率先して行われていきます。電気自動車や水素自動車に加え、バスでもCO<sub>2</sub>集約型の燃料を使っていないものがあります。

駐車料金の工夫もできます。フライブルグでは駐車料金が高く設定されているので、市民は自動車の利用を控えるようになります。自転車専用レーンやバス優先レーンを設けるなどの試みもあります。渋滞税を課したり、自動車の乗り入れ禁止地区を設けたりする事例もあります。個人的には、規制よりもインセンティブを与えるほうが良いと思います。文化・伝統的な面を

ています。

### 生活都市にふさわしい活動を

浜中 そろそろまよりのラウンドにしたいと思います。コペンハーゲンでの政治合意を再出発点として、二〇一〇年一月末には、メキシコでCOP16が開かれる予定です。京都議定書を引き継ぐ、より強化された取り組みに向けて、ぜひとも合意を成し遂げてほしいと思います。そこに向けて、各関係主体のコミットメントや活動の方向性についてお話をいただきたいと思っています。目標達成に向けて協力の輪を広げ、支援を強めていくことが重要だと考えています。坂本区長からお願いします。

坂本 自治体が担わなければならない責任はいろいろなことがあることを改めて認識するところですが、これまで実施してきた板橋区の取り組みを再認識しながら、地域やコミュニティを大切にして、生活都市・板橋区にふさわしい取り組みを実施していきたいと思っています。

子供達には、学校で環境教育を受けながら、地域で生活する意味や地球規

考えても、自動車の排気ガスで建造物が劣化したり汚れたりするため、この対策としても自動車利用の抑制は有効です。

また、皆様は行政担当者としていろいろなものを購買されていると思います。自動車、コンピュータ、あるいは清掃用品などを購入する際に、ぜひグリーンな購入を心がけてほしいと思います。ここには大きな可能性があります。自治体同士で共同購入を行えば、環境にやさしい製品がより安く購入できると思います。日本にはすぐれた環境製品がたくさんありますから、利用しない手はないでしょう。

活動のモニタリングも必要です。目標達成に向けてどこまで進んでいるのか、調べる必要があります。二年ごと、あるいは五年ごとに、どれだけ成果が上がっているかを検証し、うまくいっていない部分があれば新しい目標を設定し、違うプログラムを実施することもできるでしょう。こうした様々な取り組みのために必要なのは、自治体のレベルでも、国のレベルでも、「政治的な意志」が全ての政党によって共有されることです。

模の環境を十分に理解してほしいと思います。そして学校での学びを通して、仕事で活かせる人材を育成しながら、地域では、例えば商店街などいろいろな方と協力して、広い意味での交流を進め、排出権取引などにも取り組んでいければと思います。

### 特別区の連携を強化

二〇〇九年一二月に、板橋区のある商店街で、全ての照明をLEDに切り替えました。ここで生じた排出権は、大手スーパーマーケットが買い取りました。これも、たいへん大きな意味がある取り組みだったと思います。

このように、省エネなど自分達でできることに取り組みながら、一方でグローバルにいろいろなアンテナを張りながら活動を進めていくことも大切だと思っています。また、企業の皆様にもご協力いただき、地元的生活都市のなかで何ができるか意見をいただきながら、環境自治体・板橋区としての取り組みを進めていきたいと思っています。

地域住民の意識が最も重要であるとの認識の下、コミュニティに則した施策を展開しながら、東京都という大都

### 先進国から行動を

浜中 それでは次に、環境省の高橋課長にお願いしたいと思っています。現在、国会での審議に向けて、地球温暖化対策基本法案の調整でたいへんお忙しいところだと思っています。ここにはたいへん意欲的な政策を盛り込もうとされて

市にある特別区であるということも意識しながら、他区との連携を強め、東京都全体で取り組むことも必要だと思っています。今後さらに、特別区のメンバーとも連携していきたいと思っ



いるとうかがっています。国の立場から、まとめのコメントをお願いします。

**高橋** コペンハーゲン政治合意を受け、今後、COP16に向けてまだまだたいへん難しい国際交渉が続くでしょう。まだ対立が大きい部分もあると思います。そうしたなかで先進国としては、各国で低炭素社会に向けた政策、制度設計を積極的に進めていくことがたいへん重要です。

日本でもまさに、地球温暖化基本法の議論を進めようとしていますし、米国内閣での法案審議の動向も気になるところです。まずは先進国が低炭素社会に向けた目標の実現に向けた国内政策の議論を進めていくことで、国際交渉の展望も開けてくるのではないかと思います。

温暖化対策基本法については、多くの議論があります。日本の二五%削減目標の前提が満たされる保障がないではないか、という意見もあるわけですが、我々としては、二五%削減、八〇%削減の目標について、前提条件はあるにしても、どう達成していくのか、今からきちんと議論して体系的な政策を作っていくかなければいけないと考えています。そうしたなかで、産業界と

の相互理解、パートナーシップを築いていくことがたいへん重要ではないかと思っています。

### 低炭素社会をどう作るか

国際交渉という面では、国連の交渉プロセスが、非常に時間のかかるものだということが今回も認識されたということかと思っています。もちろん国連の交渉が一番の基盤ですが、それ以外にも非公式な国どうしの意見交換や産業界レベルでの協力、自治体レベルでの国際的な交流、協力、協調がたいへん重要ではないかと思っています。

国としては、国益を考えるとなかなか大胆な目標が打ち出せない面があります。一方、地方自治体レベルではたいへん積極的な目標が打ち出されています。そういう意味では、国際的な場においても、自治体レベルの交流も含めて、これからの難しい交渉を打開し、影響を及ぼすような取り組みもあり得るのではないかとということ、たいへん期待しています。

もう少し一般的なことになりましたが、いわゆる低炭素社会の構築、具体的には二〇五〇年に八〇%削減という消耗します。自治体を代弁する立場として、イクレイは自ら直接提案する立場にはありません。中央政府や国を通して、つまり交渉代表団を通して意見を伝えることができないのです。従って、各国の交渉担当官との連携が重要です。COP16に向けてもそうです。

しかし、はっきり申し上げたいのは、私どもは、イクレイが国の代わりになるとは思っていないということです。国際連合なので、加盟国がコミットする必要があります。国が責任を負わなければなりません。

イクレイが主張しているのは、県、州、といった国より下の行政単位が、国のよいパートナーになれるということなのです。ですから、国は自治体を支援する必要があります。このことを、国際的に認識していただきたいのです。どの国にも、最終的に国際合意がなされた場合、「国内的に自治体と協力する」と言ってほしいのです。「各国政府がそれぞれ国内において自治体と協力する」と書いてほしいのです。

なぜ文書が必要なのか。系統だった対話が各国で必要だからです。きちんと

のたいへん難しい、チャレンジングな目標だと思っています。これは単にCO<sub>2</sub>の削減ですむ話ではなく、まさにこれからの社会、日本の場合は例えば少子高齢化社会になっていくなかで、低炭素かつ快適で豊かな社会をどう作っていくか、という問題になってきます。

一つの例を挙げると、住宅の断熱化にはCO<sub>2</sub>の削減効果もあります。それ以上に健康面で、いわゆるヒートショックを抑えるという利点もありますし、結露を減らすことで、住居内の環境が大きく改善されるという利点もあります。そういったCO<sub>2</sub>削減以外のベネフィットもいろいろあるわけなので、それらも含めて総合的な対策として、低炭素社会を考えていくことが重要だと思っています。これは環境省だけの話ではありませんが。そういったことも考えあわせて、温暖化対策をポジティブに捉えていくことも非常に重要ではないかと思っています。

### CO<sub>2</sub>削減だけの問題ではない

**浜中** ありがとうございます。国際間の連携も含め、自治体の役割の重要性についてご認識をいただいたという

とした仕組みが、これまでとは違ったアプローチが必要なのです。そうした大規模な削減はできません。大規模な削減ができないと、人類としての責任を果たし地球を救うことはできません。私どもは、この内容を文言に入れてもらうため、これからも活動していきます。

自治体に参加する会議が三回あります。一つはフランス・デュンケルクで二〇一〇年五月に行われる会議。次に、シュワルツェネッカー知事がカリフォルニア・シリコンバレーで主催してくださる予定の会議。できれば一〇月と考えています。そして、イクレイの世界会議が韓国・仁川で一〇月に行われる予定です。これら三つの場合は、自治体レベルで意見を交換する機会になると思います。この会議から意見を発信し、各国政府に呼びかけ、COP16に向けてフィードバックしていきたいと思えます。

**浜中** ベギンさんありがとうございます。ロードマップということでお話をしていたのですが、残念ながら時間が来てしまいました。たいへん濃密で有意義な意見交換ができたと思います。

こととたいへん嬉しく思っています。環境省として、あるいは日本政府として、自治体の取り組み支援をさらに強化していただくことを改めてお願いしたいと思っています。それでは最後になりますがベギンさんにコメントをいただきました。ありがとうございます。

**ベギン** 高橋課長の最後のご発言に続けたいと思います。「コペンハーゲン合意」には、低炭素社会と持続可能な開発ということが合わせて書いてあります。実は、これが「コペンハーゲン合意」の成果だと思っています。

日本だけではなく、他の国々にも、特に途上国にとって、これは重要なことです。ある途上国の交渉担当官は言っていました。これは、単にCO<sub>2</sub>排出量削減だけの問題ではないのだ、と。より広い視点での、持続可能な開発が重要だということです。なおかつ社会的な側面と結びつけて考えることが重要です。経済性も大切です。もちろん環境に対する影響も考えなければいけません。それら全てを考えることは難しいですが、そういったことが初めて認識されたのが成果です。

繰り返しになりますが、二〇年前の一九九二年に初めて、環境と開発に関皆様がこのこれからの活動に何かしのご参考になれば誠に幸いです。以上をもって、本日のトークセッションを終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

